

第6章 地震・津波災害対策計画

第6章 地震・津波災害対策計画

地震・津波災害の防災対策に関する計画は、北海道地域防災計画の別冊である「地震・津波防災計画編」による。

第7章 火山災害対策計画

第7章 火山災害対策計画

第1節 基本方針

噴火、降灰(礫)、溶岩流、火山ガス、泥(土石)流、火碎流及び地殻変動等、火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれのある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、道、火山周辺市町村(本章第2節第3に定める火山周辺市町村をいう。以下「周辺市町村」という。)及び防災関係機関が実施する予防並びに応急対策は、次に定めるところによる。

第2節 火山の概況

第1 火山の現状

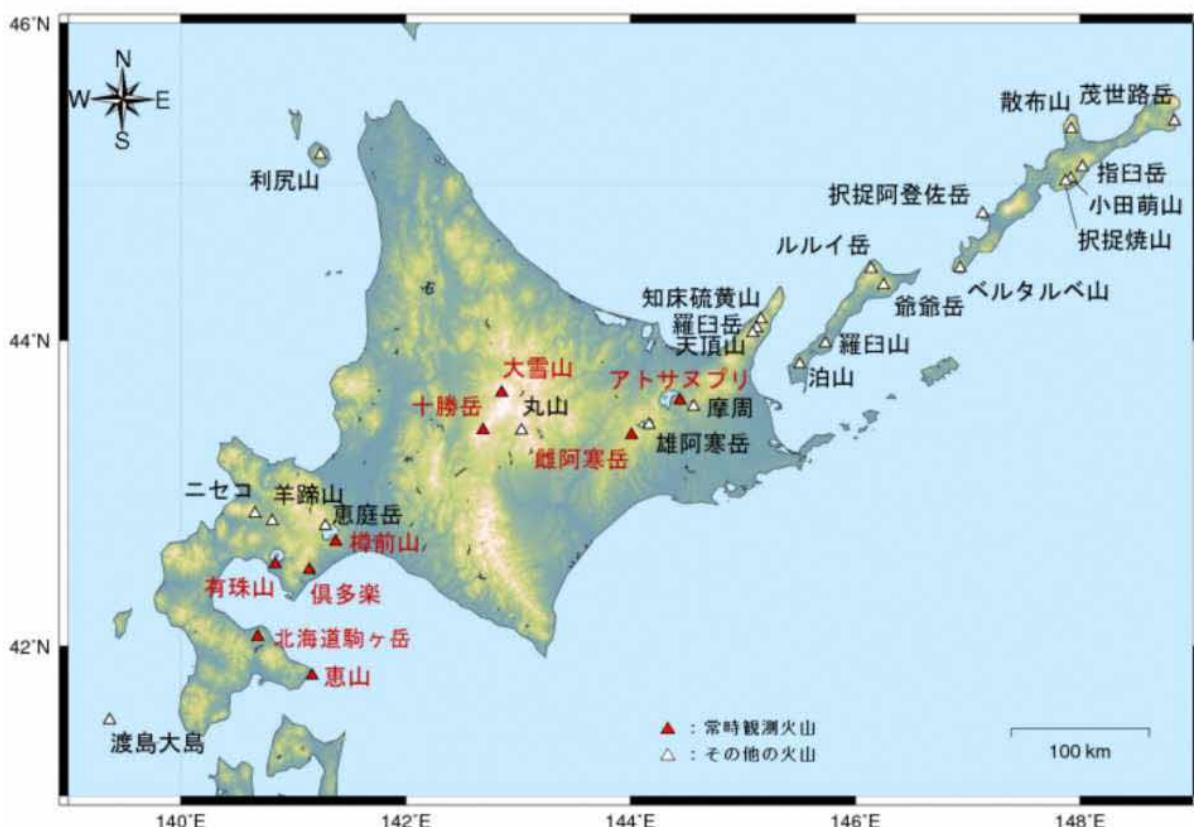
北海道における活火山は、別表のとおり常時観測火山9火山と、その他の火山22火山(北方領土の11火山を含む)の計31火山が存在しており、図示すれば次のとおりである。

(別表)

北海道の活火山

| 区分 | 火 山 名 |
|-------------|--|
| 常 時 観 測 火 山 | アトサヌプリ、雌阿寒岳、大雪山、十勝岳、樽前山、俱多楽、有珠山、北海道駒ヶ岳、恵山 |
| そ の 他 の 火 山 | 知床硫黄山、羅臼岳、天頂山、摩周、雄阿寒岳、丸山、恵庭岳、渡島大島、羊蹄山、ニセコ、利尻山、茂世路岳、散布山、指臼岳、小田萌山、択捉焼山、択捉阿登佐岳、ベルタルベ山、ルルイ岳、爺爺岳、羅臼山、泊山 |

活火山分布図



第2 過去の火山活動

1 常時観測火山

(1) アトサヌプリ

屈斜路カルデラのほぼ中央部を占める直径4kmのアトサヌプリカルデラの内外には、数多くのデイサイト質の溶岩ドーム群が形成されており、周囲には火碎流や火碎サージ堆積物が分布する。狭義のアトサヌプリは、川湯硫黄山とも呼ばれている中央の新期溶岩ドーム群で、溶岩ドーム頂部には数百年前の噴火で形成されたと推測される、直径150mの熊落し火口が開口している。かつて硫黄が採掘されたことがある。

アトサヌプリ周辺では、時々有感地震を含む地震活動の活発化が見られる。1994年にはマグマ貫入による地殻変動が観測された。アトサヌプリドームの山体北側の噴気孔群では活発な噴気活動が続いている、高温かつ有毒な火山ガスに注意する必要がある。

火口周辺には、観光施設、遊歩道等があり、防災上の配慮が必要である。

(2) 雌阿寒岳

雌阿寒岳では、昭和初頭以来、1927、1951～1952、1954年に東麓で鳴動や有感地震が発生した後、1955年11月19日ポンマチネシリ火口から噴火し、1960年まで噴火を繰り返した。

また、隣接する中マチネシリ火口でも1957～1966年に数回の小噴火が発生した。その後、一時静穏状態にあったが、1988年1～2月、1996年11月および1998年11月にポンマチネシリ火口南縁、2006年3月に赤沼火口と北西斜面、2008年11月にポンマチネシリ火口南縁でごく小規模な噴火が発生している。最近の噴出物の詳しい調査によると、雌阿寒岳は過去3万年の間に、4回の大規模な活動期があり、多量の火碎流や溶岩流を山麓に押し出したことが分かっている。

最も新しい大規模な活動があった数百年前には、ポンマチネシリ火口を形成した。現在も噴煙活動が活発で、高温かつ有毒な火山ガスに注意する必要がある。

(3) 大雪山

安山岩質・デイサイトからなる20以上の成層火山や溶岩ドームから成り立つ複合火山で、そのうち8峰は環状に配列している。この中央には直径約2kmの小型カルデラ「御鉢平」があり、有毒温泉として知られる噴気活動や温泉湧出がみられる。硫化水素ガスによる登山者の死亡事故も発生している。最高峰旭岳は、御鉢平カルデラの南北方向に最も新しく噴出した成層火山で有史以降の噴火の記録はないが、火山灰調査から最新の噴火は250年前以降と推定されている。西に開いた爆裂火口内では、かつて硫黄が採掘された。

現在も活発な噴気活動が続いている、高温かつ有毒な火山ガスに注意する必要がある。

火口周辺には、登山道、観光施設等があり、防災上の配慮が必要である。

(4) 十勝岳

十勝岳では江戸時代末期の安政年間以来、1857、1887、1926、1962および1988～1989年の5回顕著な噴火が発生している。1926年の噴火では、中央火口丘「丸山」が爆発で崩壊、高温岩屑などが発生し、残雪を溶かして大規模な火山泥流を誘発した結果、上富良野などで144名が犠牲となった。1962年の噴火では、火口近くの硫黄鉱山宿舎で、噴石のため死者5名、負傷者11名の災害となった。この噴火は歴史時代の噴火中最大規模で、噴煙は10km以上に達し、風下の広い地域で耕地や森林に被害を与えた。1988～1989年の噴火は、爆発的で火碎流や火碎サージを繰り返したが、規模は小さかった。最近では、2004年にごく小規模な水蒸気噴火が発生した。歴史時代の噴火は、すべてグラウンド火口域で発生している。

最近の噴出物などの調査によると、過去4700年の間も活発な火山活動を繰り返し、溶岩流の流出や火碎流を生じている。また、この間7回の火山泥流が発生したとされている。

噴煙活動が活発で、高温かつ有毒な火山ガスにも注意する必要がある。

(5) 樽前山

樽前山は、1667年の大噴火以降活発な活動を繰り返している。特に1667年および1739年の2回の噴火は、わが国の火山の歴史時代の噴火中でも最大規模であり、火碎流が支笏湖へ流入したり、太平洋沿岸まで達した。また、降下軽石が千歳～苫小牧の平野部に1～2mの厚さで堆積した。このため当時のアイヌ民族社会は甚大な影響を受けた。それ以降の噴火では、溶岩ドームの形成と破壊を繰り返している。現在のドームは、1909年の噴火によって形成されたものであるが、1917～1936年および1944～1955年に小噴火が頻発し、ドームの破壊が進んだ。その後しばらく活動は静穏であったが、1978～1981年に再び小噴火があった。

1990年代後半からは群発地震が発生したり、1999年以降、それまで200°C台であった火口温度が600°C以上に上昇するなど活発な状態が続いている。噴煙活動が活発で、高温かつ有毒な火山ガスにも注意する必要がある。樽前山の噴火は大規模な軽石噴火になりやすい特徴があり、風下に空港や都市圏が控えているので、防災上重要な火山である。

(6) 倶多楽

俱多楽火山は、8～4万年前の数回の大規模な火碎流噴火、溶岩ドームや成層火山体の形成を特徴とする火山群である。最後の火碎流噴火で生じた直径3kmの円形のカルデラが現在の俱多楽湖である。約1万年前頃から西麓で、日和山溶岩ドーム、地獄谷および大湯沼の2つの爆裂火口を形成した。また、小規模な火口地形は10数カ所に及ぶ。有史以降の噴火の記録はないが、火山灰調査によると最近数千年に顕著な水蒸気爆発が少なくとも8回発生しており、最近の噴火は約200年前と推定されている。現在も大湯沼～地獄谷では熱水活動が活発で、2007年以降、大正地獄で小規模な熱湯噴出が断続的に継続している。高温かつ有毒な火山ガスへの注意が必要であり、火口の地熱域では熱傷事故の危険がある。

火口近傍には温泉街があり、防災上の配慮が必要である。

(7) 有珠山

一万年以上にわたる長期間の休止活動の後、有珠山は1663年の大噴火以降、最近の活動を再開した。この後、17世紀末頃、1769、1822、1853、1910、1944、1977～1978年に噴火があり、ほぼ30～50年毎に噴火活動を繰り返してきたが、2000年3月に前回の噴火から23年の間隔で噴火が発生した。このうち江戸時代の3回の噴火では、本格的な火碎流が発生した。1769年の噴火では長流川沿いで家屋が焼失し、1822年の噴火による火碎流では、現在の虻田町入江で火碎サージにより103名の犠牲者と多数の負傷者がでる惨事となった。小規模な火碎サージは、1944年および1978年の噴火においても、繰り返し発生している。最近の噴火では、火口からの熱泥流(1910年死者1名)火山灰による窒息(1944年死者1名)、降雨による泥流(1978年死者3名)等の人的被害の他、降灰、泥流、地殻変動、地震等による建物、耕地、森林等の被害があった。

2000年3月からの噴火活動では4日間の前兆地震の後、西山西麓および金比羅山地域で噴火を開始し、マグマ水蒸気噴火に続き、主に水蒸気噴火を頻繁に繰り返した。噴火前からの地震活動や地殻変動観測により、山体の北西部での噴火の可能性が予測され、緊急火山情報が噴火前に初めて発表されたことによって住民の避難が徹底された。

このため、新火口群が住民の生活圏に近かったにもかかわらず人的被害をまぬがれた。

しかし、地殻変動、噴石、熱泥流などにより、ライフラインや建造物、主要交通網等は大きな被害を受けた。7月末にはマグマの上昇はほぼ停止し、火山噴火予知連絡会は2001年5月28日に今回のマグマ活動が終息したと判断されると発表した。

有珠山のマグマはディサイト質で、爆発性が高く火碎流や溶岩ドームを伴いやすい。江戸時代の噴火で、大有珠、小有珠、おがり山等の溶岩ドームを生成し、今世紀も明治新山(1910年)昭和新山(1943～1945年)および有珠新山(1977～1982年)と溶岩ドームや潜在ドームの生成を続けている。噴火の前兆として、有感地震が多発したり地割れなどの現象が現れやすく、1910年の噴火でも事前避難で減災に成功している。観光地として火口近傍の土地利用が進んでいるうえ、本道の主要交通網に近接しているので、防災上特に配慮が必要である。

(8) 北海道駒ヶ岳

北海道駒ヶ岳は、1640年の大噴火以降、大小十数回の活発な噴火活動を繰り返している。特に1640、1694、1856、1929年の4回の噴火は、大規模な軽石噴火で火碎流を伴った。

1640年の噴火では、山頂が崩壊し岩屑なだれとなって流下した。岩屑なだれの一部は噴火湾に流れ込み大津波を発生させたため、噴火湾の沿岸一帯で700名余りが溺死した。また川をせき止め大沼・小沼を形成した。1856年の噴火では、噴煙柱を高く上げる軽石噴火の後、火碎流が発生し、南東麓で湯治客20名以上が犠牲となった。1929年の噴火では、迅速な避難が功を奏したが、2名が犠牲となった。また、1942年の噴火では、火口原に北北西～南南東方向の1.6kmの大亀裂が形成され、小規模な火碎サージも発生した。

以後噴火はしばらくなかったが、1996年3月、54年ぶりに小噴火し、降灰によって山麓では土石流や泥流が発生した。その後も1998年10月、および2000年9～11月にかけて小噴火が発生した。

(9) 惠山

安山岩質の火山で、約8000年前に火碎流噴火があった。その後溶岩ドーム群の活動と水蒸気噴火を繰り返した。ドームの西麓には2つの爆裂火口があり、活発な噴気活動がみられる。かつて硫黄が採掘された。噴火の確かな記録はないが、1846年に小噴火により泥流が発生した他、1874年にもごく小規模な噴火があった。急峻な地形であるため噴火や強雨による泥流・土石流が発生しやすい。

また、現在も活発な噴気活動が見られており、高温かつ有毒な火山ガスに注意する必要がある。火口周辺や過去に泥流が発生した地域に、登山道、観光施設等があり、防災上の配慮が必要である。

2 その他の火山

(1) 知床硫黄山

安山岩の成層火山で、山頂部に溶岩ドームを挟み南北に二つの大火口があり、北西山腹にも噴気活動をしている山腹火口がある。1857～1858年、1876年、1889～1890年および1935～1936年に噴火活動があった。最近2回の噴火では、火山灰の他に溶融硫黄や熱湯が噴出する世界的にも珍しい噴火形態がみられた。1935～1936年の噴火では、硫黄の噴出量は一日当たり最大数千トン（総噴出量は約20万トン）に達し、カムイワッカ川や浜辺は黄色い硫黄で覆われた。この硫黄は採掘された。

(2) 羅臼岳

大部分が輝石安山岩の溶岩や火碎流からなる成層火山で、山頂部には溶岩ドームがある。有史以降の噴火の記録はないが、最近の2000年間に5回の噴火があり、最新の噴出物は1739年の樽前山の火山灰を覆っている。噴火の形態としては溶岩ドーム形成と火碎流発生が特徴である。南東山麓の羅臼温泉で1964年1～3月に群発地震が発生したことがある。有感地震が180回以上、最大地震はM=4.6、震度4を記録した。

(3) 天頂山

北海道東部の知床半島中央部に位置する。山体は比高300m、東西約4km、南北約2.5kmの安山岩質の溶岩からなり、溶岩じわなどの新鮮な地形が保持されている。

山頂部には北東～南西方向に配列する延長1800mの火口列がある。この火口列は直径205m以下の爆裂火口が15個以上重複したもので、火口地形がよく保存されている。

天頂山の最新の噴火は、約1900年前の水蒸気噴火である。その噴火の最末期にはマグマ水蒸気噴火あるいは小規模なマグマ噴火も起きたと考えられる。これらの一連の噴火の結果、上記の北東～南西方向に配列する数多くの爆裂火口が形成されたと考えられる。現在は、噴気活動は認められない。記録に残る火山活動はない。

(4) 摩周

約7000年前の大規模軽石噴火で成層火山である古摩周岳の山頂に摩周カルデラが形成された。その後約3500年～1500年前の噴火で摩周湖の中央にデイサイトの溶岩ドームであるカムイシユ島と摩周カルデラ東壁に小規模な成層火山であるカムイヌプリ（摩周岳）が形成された。カムイヌプリの山頂部には直径1.5kmの火口がある。噴火の記録はないが、噴出物の調査によると約1000年前まで噴火を繰り返していたと推測されている。

(5) 雄阿寒岳

北海道釧路市の北部に位置する火山で、雌阿寒岳、フップシ岳、フレベツ岳と共に阿寒カルデラの後カルデラ火山のひとつである。西山麓のカルデラ床には阿寒湖がある。

雄阿寒岳は、約5000年前、二ツ岳付近の火口より、スコリア、軽石及び安山岩質類質岩片からなる雄阿寒岳降下火碎物（Oafa）を山体南東部に噴出した後、山体南部に溶岩流が流下した。約5000～2500年前、山頂付近でストロンボリ式噴火、火碎丘を形成し、溶岩流が山体北部及び東部の広い範囲に流下した。その後、約2500年～1000年前まで、山頂火口群で水蒸気噴火が発生した。北山腹の北火口には弱い噴気活動の記録があるほか、釧路地方気象台が1991年に実施した現地観測では、10箇所以上で弱い噴気が認められた。最近では、札幌管区気象台が2009年に実施した上空からの観測でも地熱域が確認されている。記録に残る火山活動はない。

(6) 丸山

東大雪山系に位置し、中生層の基盤上に形成された直径約2.5km、比高約600mの輝石安山岩質の小型火山である。山頂部には3～4個の溶岩ドームがあり、北西－南東方向に伸びる爆裂火口列が開いている。最新の噴火は1898年のもので、直径約300mの最大の第1火口壁上に約2mの噴出物が残っている。1898年の噴火は、河川汚濁や死魚流下等として記述されている。1989年1月以来、丸山周辺で群発地震活動が断続的にみられる。

(7) 恵庭岳

支笏カルデラの北西壁に形成された火山で、カルデラ南東壁に形成された風不死岳より若く樽前山より古い。3火山は支笏カルデラを中心横切る直線上に配列している。1.5万年前の大規模な軽石噴火の後、輝石安山岩質の溶岩流を噴出し、北西麓に堰止湖であるオコタンペ湖が形成された。山頂部には東に開口した爆裂火口があり噴気活動がみられる。また岩屑なだれ(あるいは岩屑なだれや土石流)が支笏湖へ流下した地形が残っている。噴火の記録はないが、噴出物の調査から最新の噴火は、200～300年前と新しいことが分かっている。

(8) ニセコ

東西25km、南北15kmに分布するニセコ火山群（雷電山、ワイスホルン、目国内岳、白樺山、シャクナゲ岳、ニセコアンヌプリ、チセヌプリ、ニトヌプリ、イワオヌプリ）の活動は、約200万年前に始まり、安山岩質の溶岩流や溶岩ドームを主体とするが、山麓には火碎流堆積物や岩屑なだれ堆積物が認められる。最新の火山活動が起こっているイワオヌプリは、複数の溶岩流、溶岩ドーム、火碎流堆積物と降下火碎堆積物及び爆裂火口からなり、降下火碎堆積物直下の土壤年代から約7千年前に噴火活動があったと考えられる。

(9) 羊蹄山

標高1,898mの円錐形の成層火山で、山頂には直径700mの火口、山体斜面には北山火口をはじめとする側火口、山麓には富士見火碎丘をはじめとする火碎丘が分布する。

羊蹄山の活動は約5～6万年前に始まり、軽石や火山灰、溶岩流を繰り返し噴出し、火碎流や山体崩壊も発生させた。最新期は側火山の活動が中心で、南火口（標高1,050m）から噴出した南火口溶岩流の下位地層の年代などから、過去1万年以降に噴火活動があつたと考えられるが、現在は噴気活動は認められない。

(10) 渡島大島

直径約4kmの無人島で、東山・西山・中央火口丘からなる成層火山である。1741～1742、1759年に噴火し、1786年および1790年に噴煙がみられたが、その後噴火活動は認められない。1741年の噴火では、現在の外輪山である清部岳～西山外輪山を崩壊壁として山頂部が北方向へ崩壊した。岩屑なだれが海に流れ込み、日本海で大津波が発生したため、北海道をはじめとする日本海沿岸各地に死者1,475人以上、流出家屋791棟、船舶破損1,521隻にのぼる大きな被害をもたらした。

(11) 利尻山

稚内西方約30kmの日本海上に位置する利尻山の活動は、約20万年前に始まり約4万年前までに主要な火山体を形成させた。

最新の噴火は、南山麓で起きた玄武岩質マグマからなるマールの形成及び小規模なスコリア丘群の形成とそれに伴う溶岩流の流出である。

小規模なスコリア丘群は、土壤の厚さなどから2～8000年前以前に形成されたと推定されているが、現在は噴気活動は認められない。

(12) 茂世路岳

カルデラ内にほぼ等際に安山岩、玄武岩の茂世路岳（1,124m）、硫黄岳（1,113m）、焼山（562m）の3峰が並び、硫黄岳では硫気活動をしている。

1778年、1883年、1946年（?）、1958年、1999年に噴火の記録がある。

(13) 散布山

安山岩、玄武岩の成層火山。弱い硫気活動をしている。

1843年、1860年に噴火の記録がある。

(14) 指臼岳

安山岩、ディサイトの溶岩ドームをもつ成層火山で、硫気活動をしている。

1951年に噴火があったと見られる。（住民の話によると小爆発があった）

(15) 小田萌山

安山岩、玄武岩の成層火山で、外輪の爆発火口底には硫気孔がある。
記録に残る火山活動はない。

(16) 択捉焼山

輝石安山岩の成層火山で、中央火口丘に硫気孔がある。

1973年1月初旬、山頂火口で小爆発。5月16日、山頂火口で一連の強い爆発、大きな火口を形成。1989年5月3～14日、6月19日、8月上旬に爆発、噴煙の高さ2,000m。2012年8月15～26日噴火、噴煙の高さ海拔4,000～5,000m。2013年3月29日～4月上旬噴火、噴煙の高さ海拔2,000m。

(17) 択捉阿登佐岳

安山岩、玄武岩の二重式成層火山。

1812年9月、1932年に噴火があったと見られる。

(18) ベルタルベ山

安山岩、玄武岩の成層火山で、硫氣活動をしている。

1812年に噴火があったと見られる。

(19) ルルイ岳

北西側の麓はオホーツク海に達し、北東側と南東側には第三系の基盤が露出する。南側は、岩山と接する。現在の山体（1,486m）には、最初の氷河期にできた地形が見られる。山頂に達する3本の広く深い谷によって、火口は完全に破壊されている。さらに山麓の一部は相当量の侵食を受けている。標高が下がるにつれて狭くなる3本の谷は、明らかに次の氷河期にできたカールによって改変を受けている。これらの谷の谷壁には、典型的な火山体の構造が露出している。山頂付近には、噴氣活動によって変質した白っぽい岩石が露出するが、最近の活動は、山体西側（海拔150～350m付近にある、およそ1km²の範囲）で起きているだけである。

記録に残る火山活動はない。

(20) 爺爺岳

安山岩、玄武岩の成層火山で、以前は噴気も出ていなかったが、1973年以来活動を始めた。山頂カルデラ底西側には、中央火口丘を噴出源とする少なくとも13枚以上の極めて新鮮な溶岩流が分布している。これらの化学組織等の分析及び年代測定値から、中央火口丘は1000年以上前から現在まで比較的短い時間間隔（10から100年のオーダー）で噴火を繰り返してきたと考えられる。

1812年、1973年、1974年、1975年、1978年、1981年に噴火の記録がある。

(21) 羅臼山

安山岩、石英安山岩の成層火山で、中央火口丘は溶岩ドーム。強い噴氣や温泉がある。

1880年に噴火、1900年にも噴火したと見られる。

(22) 泊山

安山岩、玄武岩で、カルデラの内に溶岩ドーム、爆裂火口、温泉湖、硫氣孔などがあり、噴氣活動をしている。

19世紀中頃に噴火。

第3 火山周辺市町村

火山周辺市町村及び関係総合振興局又は振興局は、次のとおりである。

1 常時観測火山

| 火 山 名 | 総合振興局又は振興局 | 市 町 村 |
|--------|------------|----------------------------|
| アトサヌプリ | オホーツク | 清里町 |
| | 釧 路 | 弟子屈町 |
| | 十 勝 | 足寄町 |
| 雌阿寒岳 | オホーツク | 津別町、美幌町 |
| | 釧 路 | 釧路市、弟子屈町、白糠町、鶴居村 |
| | 大雪山 | 上 川 |
| 十勝岳 | 上 川 | 上川町、東川町、美瑛町 |
| | 上 川 | 上富良野町、美瑛町、中富良野町、富良野市、南富良野町 |
| | 十 勝 | 新得町 |
| 樽前山 | 胆 振 | 苦小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町 |
| | 石 犬 | 千歳市、恵庭市 |
| 俱多楽 | 胆 振 | 登別市、白老町 |
| 有珠山 | 胆 振 | 伊達市、洞爺湖町、壯瞥町、豊浦町 |
| 北海道駒ヶ岳 | 渡 島 | 森町、鹿部町、七飯町 |
| 恵山 | 渡 島 | 函館市 |

2 その他の火山

| 火 山 名 | 総合振興局又は振興局 | 市 町 村 |
|---------|------------|------------------------|
| 知床硫黄山 | オホーツク | 斜里町 |
| | オホーツク | 斜里町 |
| | 根 室 | 羅臼町 |
| 天頂山 | オホーツク | 斜里町 |
| | 根 室 | 羅臼町 |
| | オホーツク | 清里町 |
| 摩周 | 釧 路 | 弟子屈町、標茶町 |
| | 根 室 | 中標津町 |
| | 釧 路 | 釧路市 |
| 丸山 | 十 勝 | 新得町、上士幌町、鹿追町 |
| 恵庭岳 | 石 犬 | 千歳市、恵庭市 |
| ニセコ | 後 志 | 俱知安町、ニセコ町、蘭越町、共和町 |
| 羊蹄山 | 後 志 | 俱知安町、京極町、喜茂別町、真狩村、ニセコ町 |
| 渡島大島 | 渡 島 | 松前町 |
| 利尻山 | 宗 谷 | 利尻町、利尻富士町 |
| 北方領土の火山 | 根 室 | |

(注) 北方領土の火山とは、茂世路岳、散布山、指臼岳、小田萌山、択捉焼山、択捉阿登佐岳、ベルタルベ山、ルルイ岳、爺爺岳、羅臼山、泊山をいう。

第3節 災害予防対策

道、周辺市町村及び防災関係機関は、火山災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

第1 観測及び調査研究

1 火山観測体制

札幌管区気象台は、常時観測火山について、震動、地殻変動観測、遠望観測を実施するほか、定期及び臨時に火山機動観測班による観測を実施する。

(1) 担当官署及び観測機器

常時観測火山の観測体制

| 火 山 名 | 担当官署名 | 観 測 機 器 |
|--------|------------------------------------|---------------------------|
| アトサヌプリ | | |
| 雌阿寒岳 | | |
| 十勝岳 | | |
| 樽前山 | | |
| 俱多楽 | | |
| 有珠山 | | |
| 北海道駒ヶ岳 | | |
| 恵山 | | |
| 大雪山 | | |
| | 札幌管区気象台 (地域火山監視 ・警報センタ ー) | 地震計、監視カメラ、G N S S、空振計、傾斜計 |
| | | 地震計、監視カメラ、空振計、傾斜計 |

2 調査研究

北海道は、火山災害の予防対策及び応急対策に資するため、昭和45年以来火山活動の現況（地質地殻変動、地温、重力、地磁気の観測）、過去の火山噴火における火碎流等の発生状況（噴火の規模、形態）、火山噴火の想定及び地質構造について調査研究を進めているが、今後とも調査研究の推進に努めるものとする。

第2 災害発生範囲の把握

道及び周辺市町村は、過去の噴火の状況等に基づき、災害の発生が予想される範囲を把握するとともに、火山災害に関するハザードマップや火山防災マップ等を作成し、住民等への情報提供を効果的に行うこととする。

第3 警戒体制の強化

道、周辺市町村及び防災関係機関は、火山についての噴火現象を想定し、監視カメラ、雨量計、土砂移動検知センサー等の警戒避難対策に必要な機器の整備を図るとともに、これら測定結果等を相互に提供し、警戒体制の強化・充実を図るものとする。

第4 警戒避難体制の整備

周辺市町村は、避難場所及び避難路を予め指定し、日頃から住民等への周知に努めるとともに、発災時の避難誘導に関する計画を整備するものとする。

周辺市町村のうち、活動火山対策特別措置法により火山災害警戒地域として指定された市町村にあっては、同法に基づき、市町村地域防災計画に、市町村内における情報収集・伝達方法、予警報の発令・伝達ルート、住民や登山者等が避難行動をとるための避難指示等の他、避難場所、避難経路、避難手段等について具体的に定めるとともに、避難訓練の時期・内容や噴火が発生した際の救助部隊の具体的な活動内容、避難促進施設の名称及び所在地を定めるものとする。

なお、第4節第2の3の噴火警戒レベルが運用されている火山の周辺市町村にあっては、噴火警戒レベルに即した防災対応を市町村地域防災計画に定めるものとする。

また、火山災害は、避難生活の長期化が予想されることから、避難場所については、火山災害及び二次災害のおそれのない場所を選定し、避難生活環境を良好に保つため、施設の整備に努めるとともに、火山災害の影響範囲が大きい市町村においては、近隣市町村と避難者の受入に係る協定を締結するなどにより、避難施設の確保を図ることが望ましい。

第5 二次災害の予防対策

道、周辺市町村及び防災関係機関は、豪雨等に伴う土砂災害等の二次災害を予防するため、治山治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進するものとする。

第6 通信施設の整備

道及び周辺市町村及び防災関係機関は、円滑な災害情報の伝達及び収集ができるよう代替性を考慮し、多様な通信施設の整備強化を図るものとする。

第7 防災知識の普及啓発

道、周辺市町村、及び防災関係機関は、それぞれの火山の特性を考慮して、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ、地区別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成・配布し、研修を実施するほか、平常時から広報誌、マスメディア、学校教育等のあらゆる手段や機会を通じ、災害時に適切な行動を行うために必要な防災知識の普及啓発に努めるものとする。

なお、有毒ガスの噴出地帯など危険箇所については、掲示板を設置するなど住民・登山者等への周知を図るものとする。

また、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届や登山計画書等の提出に関する普及啓発を図るものとする。

登山者や観光客等は、活火山への登山の危険性を十分に理解し、噴火のおそれに関する火山防災情報の収集や登山届の積極的な提出、登山中における連絡手段の確保、ヘルメットや携帯端末の予備電池等の必要に応じた装備品の携行など、自らの安全を確保するための手段を講じるよう努めるものとする。

札幌管区気象台及び地方気象台は、関係機関と連携し、火山に関する知識や火山噴火の特性、噴火警報等の解説、噴火警報発表時にとるべき行動など、火山防災に関する知識の普及啓発を図るものとする。

第8 実践的な防災訓練の実施と事後評価

道及び周辺市町村は、防災関係機関、住民等と相互に連携して実践的な防災訓練を実施するものとする。

また、訓練についての事後評価を行い、課題等を明らかにし、速やかに防災体制の改善など必要な措置を講ずるものとする。

第9 火山防災対策の検討体制

1 道防災会議地震火山対策部会火山専門委員会

道防災会議は、地震火山対策部会に専門委員で構成する火山専門委員会を設置し、道内の火山災害に特有な専門的事項を調査するとともに、道、市町村等が行う火山防災対策に関し、専門的知見に基づく必要な助言等を行うものとする。

なお、火山専門委員会の所掌事項は次のとおりである。

- (1) 火山防災対策に関する調査
- (2) 火山防災計画に関する事項
- (3) 火山災害の予防及び応急対策に関する事項
- (4) 火山防災協議会活動への参画
- (5) 火山防災協議会等連絡会への参画
- (6) その他火山専門委員会が必要と認める事項

2 火山防災協議会

道及び市町村は、活動火山対策特別措置法に基づき、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制を整備するため、国、公共機関、火山専門家等で構成する火山防災協議会を設置する。

また、必要に応じて、防災対策の効果的・効率的かつ具体的な検討を進めることができるよう、火山防災協議会に道、市町村、気象台、砂防部局、火山専門家等による検討体制（部会やコアグループなど）を整備するものとする。

火山防災協議会では、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制を検討する観点から、「噴火シナリオ」や「火山ハザードマップ」、「噴火警戒

レベル」、「避難計画」等の一連の警戒避難体制について協議するものとする。

火山防災協議会の設置状況

| 協議会名 | 設置年月日 | 構成市町村(*) |
|---------------|------------|--------------------------------|
| 北海道駒ヶ岳火山防災協議会 | 平成28年3月22日 | 森町、鹿部町、七飯町 |
| 有珠山火山防災協議会 | 平成28年3月28日 | 伊達市、洞爺湖町、壯瞥町、豊浦町 |
| 十勝岳火山防災協議会 | 平成28年3月31日 | 上富良野町、美瑛町、中富良野町、富良野市、南富良野町、新得町 |
| 樽前山火山防災協議会 | 平成28年3月29日 | 苦小牧市、千歳市、恵庭市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町 |
| 雌阿寒岳火山防災協議会 | 平成28年3月25日 | 美幌町、津別町、足寄町、弟子屈町、釧路市、鶴居村、白糠町 |
| 大雪山火山防災協議会 | 平成28年3月31日 | 東川町、上川町、美瑛町 |
| 俱多楽火山防災協議会 | 平成28年3月30日 | 登別市、白老町 |
| アトサヌプリ火山防災協議会 | 平成28年2月9日 | 弟子屈町、清里町 |
| 恵山火山防災協議会 | 平成28年3月17日 | 函館市 |

* : 構成市町村のみ記載し、国、道その他の構成機関の記載は省略する。

3 火山防災協議会等連絡会

道は、各火山防災協議会の取組や課題を共有するとともに、新たな課題等に対処するため、各火山防災協議会の構成市町村、火山専門委員会等からなる「火山防災協議会等連絡会」を設置するものとする。

第4節 災害応急対策計画

第1 防災組織

1 市町村

市町村長は、火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

2 北海道

知事は、火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合、必要に応じて第3章第1節「組織計画」の定めるところにより、応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

3 防災関係機関

関係機関の長は、火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

第2 火山現象に関する警報、予報、情報等

火山現象に関する警報及び予報は、気象業務法第13条の規定により発表される火山現象警報（噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺））、火山現象予報及び火山現象注意報（噴火予報、降灰予報、火山ガス予報等）である。

また、火山現象に関する情報は、同法第11条の規定により発表される噴火速報、火山の状況に関する解説情報である。

なお、火山現象警報は気象業務法第15条1項の規定により知事に通知され、知事は同法第15条2項及び基本法第55条の規定により市町村長に通知する。

1 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

札幌管区気象台が噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火碎流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）等を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

2 噴火予報

札幌管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

3 噴火警戒レベル

札幌管区気象台が火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」の指標を5段階に区分し、噴火警報・噴火予報に付して発表する。

噴火警戒レベルに応じ「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を火山防災協議会で協議し、道及び各該当市町村の「地域防災計画」に定めた火山において噴火警戒レベルが運用される。

現在、北海道で噴火警戒レベルを運用している火山は下表のとおりである。

北海道における噴火警戒レベル運用状況

| 火山名 | 噴火警戒レベル運用開始年月日 |
|--------|----------------|
| 樽前山 | 平成19年12月 1日 |
| 北海道駒ヶ岳 | 平成19年12月 1日 |
| 有珠山 | 平成20年 6月 9日 |
| 十勝岳 | 平成20年12月16日 |
| 雌阿寒岳 | 平成20年12月16日 |
| 俱多楽 | 平成27年10月 1日 |
| 恵山 | 平成28年 3月23日 |
| アトサヌプリ | 平成28年 3月23日 |
| 大雪山 | 平成31年 3月18日 |

噴火警報・噴火予報の種類と火山活動の状況及び噴火警戒レベル・キーワード

噴火警戒レベルが運用されている火山（雌阿寒岳、十勝岳、樽前山、有珠山、北海道駒ヶ岳、俱多楽、恵山、アトサヌプリ、大雪山）

| 種別 | 名称 | 対象範囲 | 火山活動の状況 | 噴火警戒レベル (キーワード) |
|------|--------------------------------|------------------------|--|-----------------------|
| 特別警報 | 噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報 | 居住地域及びそれより火口側 | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある場合 | レベル5 (避難) |
| | | | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）場合 | レベル4 (高齢者等避難) |
| 警報 | 噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報 | 火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 | 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合 | レベル3 (入山規制) |
| | | | 火口から少し離れた所までの火口周辺 | レベル2 (火口周辺規制) |
| 予報 | 噴火予報 | 火口内等 | 火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。 | レベル1 (活火山であることに留意) |

噴火警戒レベルが運用されていない火山

| 種別 | 名称 | 対象範囲 | 火山活動の状況 | キーワード |
|------|--------------------------------|------------------------|--|--------------|
| 特別警報 | 噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報 | 居住地域及びそれより火口側 | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合 | 居住地域 厳重警戒 |
| 警報 | 噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報 | 火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 | 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合 | 入山危険 |
| | | 火口から少し離れた所までの火口周辺 | 火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合 | 火口周辺 危険 |
| 予報 | 噴火予報 | 火口内等 | 火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。 | 活火山であることに留意 |

4 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

5 火山の状況に関する解説情報（臨時）

現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

6 火山の状況に関する解説情報

現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

7 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

(1) 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表する。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

(2) 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山（※1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。

- 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

(※1) :

降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

(3) 降灰予報（詳細）

- 噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表する。

- 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。

(※2) :

降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

降灰量階級と降灰の厚さ

| 降灰量階級 | 予想される降灰の厚さ |
|-------|--------------|
| 多量 | 1mm以上 |
| やや多量 | 0.1mm以上1mm未満 |
| 少量 | 0.1mm未満 |

降灰量階級とるべき行動等

| 名称 | 表現例 | | | 影響とるべき行動 | | その他の影響 | |
|----|-------------------|---------|---------|--|---|---|--|
| | 厚さ キーワード | イメージ | | | | | |
| | | 路面 | 視界 | 人 | 道路 | | |
| 多量 | 1mm以上 【外出を控える】 | 完全に覆われる | 視界不良となる | 外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める | 運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる | がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある | |

| | | | | | | |
|------|----------------------|----------|----------------|---------------------------------------|--|--|
| やや多量 | 0.1mm≤厚さ<1mm 【注意】 | 白線が見えにくい | 明らかに降っている | マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある | 徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある (およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業開始) | 稻等の農作物が収穫できなくなったり（※1）、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある |
| 少量 | 0.1mm未満 | うつすら積もる | 降っているのがようやくわかる | 窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目にに入ったとき | フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、 | 航空機の運航不可（※1） |

| | |
|-----------------------------------|----------------------------|
| (※1) 富士山ハザードマップ検討委員会 (2004) による設定 | は痛みを伴う 視界不良の原因となるおそれがある |
|-----------------------------------|----------------------------|

8 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

9 火山現象に関するその他の情報等

(1) 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

(2) 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

(3) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

10 噴火警報等の発表官署

北海道における全ての火山現象警報、火山現象予報・火山現象注意報（降灰予報を除く。）及び火山現象に関する情報等の発表は、札幌管区気象台が行う。

※降灰予報の発表は、気象庁が行う。

11 異常現象発見者の通報義務及び通報先

(1) 周辺市町村は、火山の異常現象を発見した者の通報義務及び通報先に関する事項を定め、住民に周知徹底するものとする。

(2) 周辺市町村は、異常現象を了知し、気象台等関係機関に通報する場合における通報先、通報すべき内容及び通報手段等に関する事項を定めるものとする。

12 噴火警報等の伝達

(1) 噴火警報等の伝達は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。

(2) 噴火警報等の受理及び伝達並びに知事からの通報、又は要請を行う事項は、次によるものとする。

ア 通報及び伝達の内容

(ア) 札幌管区気象台

火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるととき、火山現象に関する警報、予報、情報等を知事に通報する。

(イ) 北海道

札幌管区気象台から通報を受けたとき、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、市町村長及びその他の関係者に対し、必要な通報又は要請をするものとする。

(ウ) 市町村

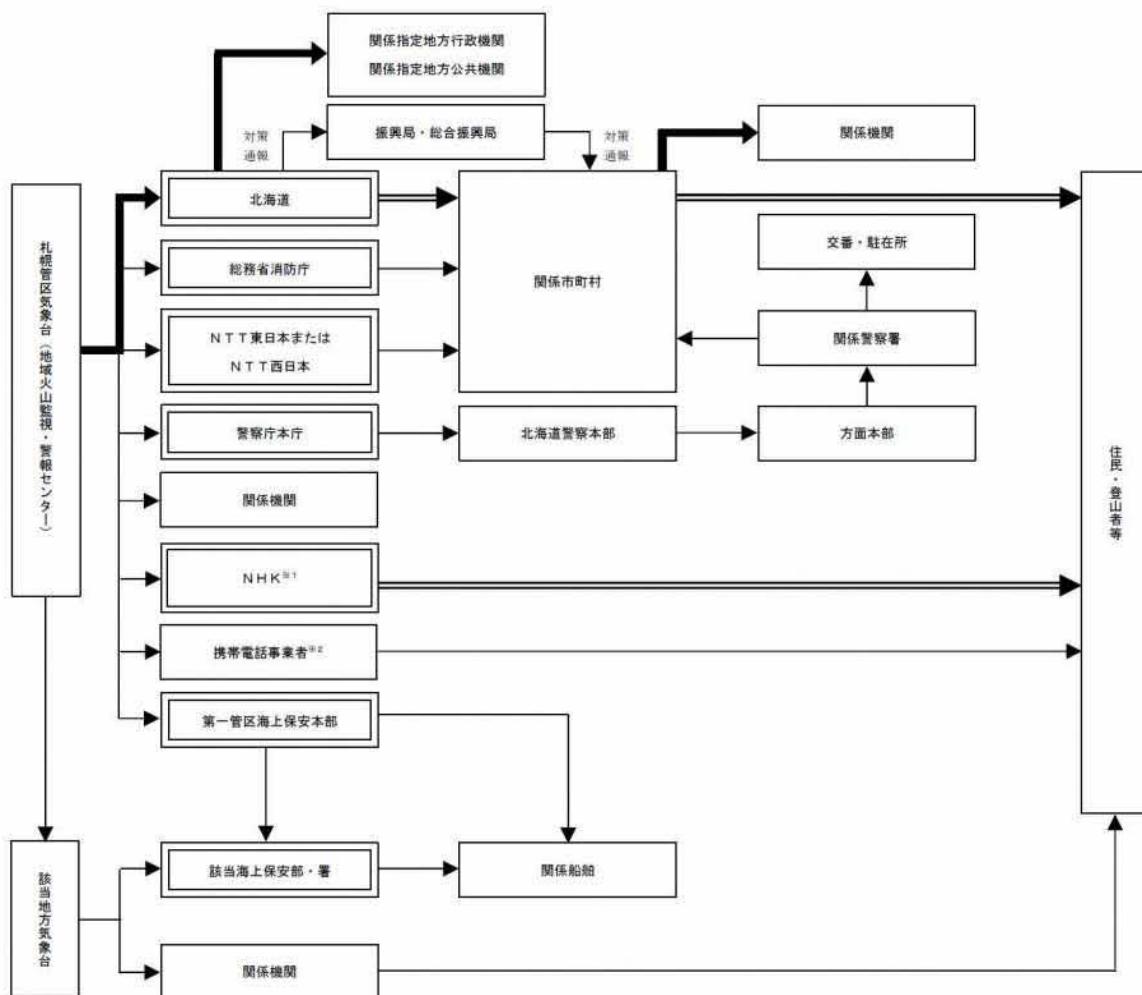
知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達するものとする。

この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報、又は警告をするものとする。

イ 通報及び伝達の系統

札幌管区気象台から知事に通報された後の噴火警報等の伝達及び対策通報並びに要請は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。

噴火警報等伝達系統図



- 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
- 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路。

※1 あらかじめ定められた通信系統が障害となった場合は、札幌放送局及び該当する地方の放送局へ通知する。

※2 緊急速報メールは、火山現象特別警報が当該市町村を対象として初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて配信される。

※ 道警察本部は、直ちに関係する警察署を通じ、関係市町村に通知しなければならない。

※ NHK放送局は、直ちに通知された事項を放送しなければならない。

※ 「火山現象特別警報」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を介して携帯電話ユーザーに「緊急速報メール」が配信される。

※ 各火山を所管する関係機関は、別表1、2のとおり

別表 1

噴火警報等関係機関一覧表(常時観測火山)

| 火 山 名 | 発表担当官署 | 担当官署 | 警察機関 | 総合振興局等 | 市 町 村 |
|--------|---------|---------|---------|--------|------------------------------------|
| アトサヌブリ | 札幌管区気象台 | 釧路地方気象台 | 釧路方面本部 | 釧 路 | 弟子屈町 |
| | | 網走地方気象台 | 北見方面本部 | オホーツク | 大空町、清里町、小清水町 |
| 雌阿寒岳 | | 釧路地方気象台 | 釧路方面本部 | 釧 路 | 釧路市、弟子屈町、白糠町、鶴居村 |
| | | 網走地方気象台 | 北見方面本部 | 十 勝 | 足寄町 |
| 大雪山 | | 旭川地方気象台 | 旭川方面本部 | 上 川 | 上川町、愛別町、当麻町、東川町、美瑛町、旭川市 |
| | | 旭川地方気象台 | 旭川方面本部 | 上 川 | 上富良野町、中富良野町、美瑛町、東川町、上川町、富良野市、南富良野町 |
| 十勝岳 | | 釧路地方気象台 | 釧路方面本部 | 十 勝 | 新得町 |
| | | 室蘭地方気象台 | 北海道警察本部 | 胆 振 | 苦小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町 |
| 樽前山 | | 札幌管区気象台 | 北海道警察本部 | 石 狩 | 千歳市、恵庭市 |
| 俱多楽 | | 室蘭地方気象台 | 北海道警察本部 | 胆 振 | 登別市、白老町 |
| 有珠山 | | 室蘭地方気象台 | 北海道警察本部 | 胆 振 | 伊達市、洞爺湖町、壯瞥町、豊浦町 |
| 北海道駒ヶ岳 | | 函館地方気象台 | 函館方面本部 | 渡 島 | 函館市、森町、七飯町、鹿部町 |
| | | 室蘭地方気象台 | 北海道警察本部 | 胆 振 | 室蘭市、伊達市、洞爺湖町 |
| 恵山 | | 函館地方気象台 | 函館方面本部 | 渡 島 | 函館市 |

別表 2

噴火警報等関係機関一覧表(その他の火山)

| 火 山 名 | 発表担当官署 | 担当官署 | 警察機関 | 総合振興局等 | 市 町 村 |
|---------|---------|---------|---------|--------|------------------------|
| 知床硫黄山 | 札幌管区気象台 | 網走地方気象台 | 北見方面本部 | オホーツク | 斜里町 |
| 羅臼岳 | | 網走地方気象台 | 北見方面本部 | オホーツク | 斜里町 |
| 天頂山 | | 釧路地方気象台 | 釧路方面本部 | 根 室 | 羅臼町 |
| | | 網走地方気象台 | 北見方面本部 | オホーツク | 斜里町 |
| 雄阿寒岳 | | 釧路地方気象台 | 釧路方面本部 | 根 室 | 羅臼町 |
| | | 釧路地方気象台 | 釧路方面本部 | 釧 路 | 釧路市 |
| 摩周 | | 釧路地方気象台 | 釧路方面本部 | 釧 路 | 弟子屈町、標茶町 |
| | | 網走地方気象台 | 北見方面本部 | 根 室 | 中標津町 |
| 丸山 | | 釧路地方気象台 | 釧路方面本部 | 根 室 | 清里町 |
| 恵庭岳 | | 札幌管区気象台 | 北海道警察本部 | 石 狩 | 恵庭市、千歳市 |
| 渡島大島 | | 函館地方気象台 | 函館方面本部 | 渡 島 | 松前町 |
| 羊蹄山 | | 札幌管区気象台 | 北海道警察本部 | 後 志 | 俱知安町、京極町、喜茂別町、真狩村、ニセコ町 |
| ニセコ | | 札幌管区気象台 | 北海道警察本部 | 後 志 | 俱知安町、ニセコ町、蘭越町、共和町 |
| 利尻山 | | 稚内地方気象台 | 旭川方面本部 | 宗 谷 | 利尻町、利尻富士町 |
| 北方領土の火山 | | 釧路地方気象台 | 釧路方面本部 | 根 室 | |

(注) 北方領土の火山とは茂世路岳、散布山、指臼岳、小田萌山、択捉焼山、択捉阿登佐岳、ベルタルベ山、ルルイ岳、爺爺岳、羅臼山、泊山をいう。

第3 災害情報通信

災害時の情報伝達は、地域の災害状況に対応し、各種伝達手段・系統を最大限かつ有効に用いて行うこととし、第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」及び第2節「災害通信計画」に定めるところによる。なお、道、市町村及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、無人航空機、衛星通信車、通信施設等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

第4 災害広報

災害応急対策に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等及び地域住民に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・伝達計画」の定めるところによる。

第5 応急措置

道、市町村及び防災関係機関は、災害の拡大を防止するため、第5章第5節「応急措置実施計画」の定めるところにより応急措置を実施するものとする。

第6 避難措置

市町村等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

第7 警戒区域の設定

道、市町村及び防災関係機関は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところ及び気象庁（札幌管区気象台）が発表する噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）に応じた警戒区域の設定等を図り、住民への周知に努めるものとする。

なお、警報の対象範囲、噴火警戒レベルの設定に当たっては予め関係機関等と協議するものとする。

また、火山噴火に起因する土石流災害の急迫している場合において北海道開発局が行う緊急調査（土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査）及び緊急調査の結果通知される土砂災害緊急情報により、関係市町村は警戒避難体制を図るとともに住民への周知に努めるものとする。

第8 救助救出及び医療救護活動等

道、市町村及び防災関係機関は、第5章第9節「救助救出計画」及び第5章第10節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、市町村及び防災関係機関は、第5章第27節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

第9 道路、船舶及び航空交通の規制等

北海道警察並びに防災関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところにより、必要な交通規制等を実施するものとする。

第10 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、災害の規模や収集した災害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣要請をするものとする。

第11 広域応援

道、市町村及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独で十分な災害対応対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国への応援を要請するものとする。

第5節 災害復旧

火山災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、道及び市町村は、被害の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第10章「災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

第8章 原子力災害対策計画

第8章 原子力災害対策計画

電気事業者が設置する原子力発電所における放射性物質の大量放出により生ずる災害の防災対策に関する計画は、北海道地域防災計画の別冊である「原子力防災計画編」による。

第9章 事故災害対策計画

第9章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル、地下街等の増加、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

この様な社会構造の変化により、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 海上災害対策計画

I 海難対策計画

第1 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 実施事項

- (1) 船舶所有者等(船舶所有者、管理者、占有者等を含む。以下この章において同じ)、漁業協同組合
 - ア 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
 - イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
 - ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
 - エ 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに自衛消防隊の組織化に努めるものとする。
- (2) 北海道運輸局、第一管区海上保安本部、北海道、北海道警察、市町村(消防機関)
 - ア 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
 - イ 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
 - ウ 職員の非常参集体制・応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
 - エ 海難発生時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
 - オ 海難発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
 - カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
 - キ 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導するものとする。
 - (ア) 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。
 - (イ) 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

- ク 法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、公益社団法人北海道海難防止・水難救済センターとともに、船舶所有者及び乗組員に対し次の事項を指導するものとする。
- (ア) 船体、機関、救命設備(救命用具、信号用具、消防設備等)及び通信施設の整備
 - (イ) 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立
 - (ウ) 漁船乗務員の養成と資質の向上
 - (エ) 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化
 - (オ) 海難防止に対する意識の高揚
- ケ 第一管区海上保安本部及び北海道運輸局は、次の事項に留意し、隨時立入検査等を行い、船舶所有者及び船長に対し、適切な指導を行うものとする。
- (ア) 海技従事有資格者の乗船確認
 - (イ) 無線従事有資格者の乗船確認
 - (ウ) 救命器具並びに消火器具等の設備の確認

第3 災害応急対策

1 情報通信

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は別記1のとおりとする。

(2) 実施事項

各関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 広域海難発生時の広報

第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

船舶所有者等、漁業協同組合、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、市町村(消防機関)、北海道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

(ア) 海難の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

(ア) 海難の状況

(イ) 旅客及び乗組員等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市町村

市町村長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 北海道

知事は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策の実施を図るために、必要に応じて協議のうえ、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4 捜索活動

海難船舶の捜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、漁業協同組合、水難救難所の協力を得て、それぞれ船舶、ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

5 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、第5章第9節「救助救出計画」の定めによるほか次によるものとする。

(1) 実施事項

ア 第一管区海上保安本部(海上保安庁法第5条)

(ア) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助を行うこと。

(イ) 船舶交通の障害の除去に関すること。

(ウ) 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関すること。

(エ) 警察庁及び都道府県警察、税関、検疫所その他関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関すること。

イ 市町村(基本法第62条、水難救護法第1条)

(ア) 遭難船舶を認知した市町村は、海上保安部及び警察署に連絡するとともに、市町村計画に基づき直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。

(イ) 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと。

ウ 北海道警察(水難救護法第4条)

警察官は、救護の事務に関し、市町村長を助け、市町村長が現場にいない場合は、市町村長に代ってその職務を行うこと。

エ 漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡に当たるものとする。

オ 水難救難所(道内に107カ所設置されているボランティア組織)

関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。

6 消防活動

領海内における船舶等火災の消火活動については、当該地域の海上保安部署と消防機関が締結した船舶消火に関する業務協定に基づき実施する。

7 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」の定めるところにより実施するものとする。

8 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等について市町村等各関係機関は、第5章第27節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

9 交通規制

海難発生時における交通規制については、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

10 自衛隊派遣要請

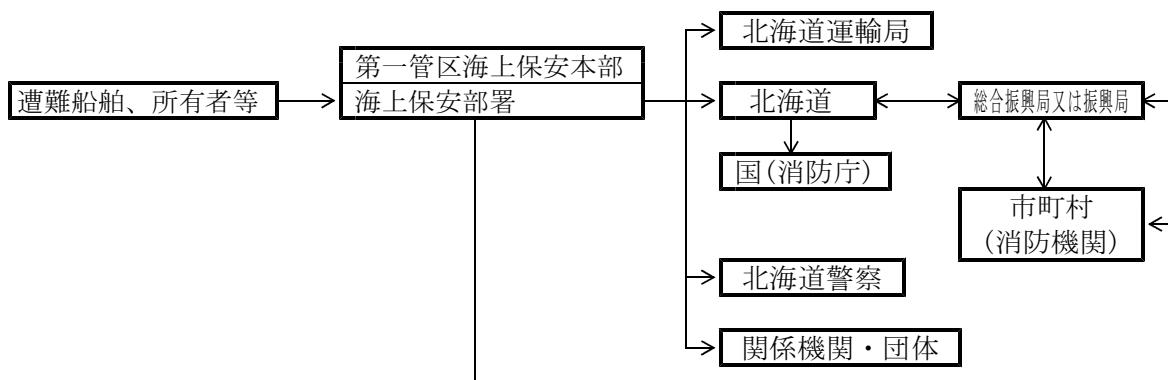
海難発生時における自衛隊派遣要請については、第5章第6節により実施するものとする。

11 広域応援

道、市町村及び消防機関は、海難の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

別記1

情報通信連絡系統図



道内海上保安部(署)と各消防本部との船舶消火に関する業務協定締結状況

| 海上保安部署 | 消防機関 | 海上保安部署 | 消防機関 |
|---------|---|--------------------------------|--|
| 小樽海上保安部 | 小樽市消防本部 石狩北部地区消防事務組合消防本部 岩内・寿都地方消防組合消防本部 北後志消防組合 | 瀬棚海上保安署 室蘭海上保安部 苦小牧海上保安署 | 檜山広域行政組合消防本部 室蘭市消防本部 苦小牧市消防本部 胆振東部消防組合消防本部 |
| 留萌海上保安部 | 増毛町消防本部 留萌消防組合消防本部 北留萌消防組合消防本部 | 釧路海上保安部 | 釧路市消防本部 釧路東部消防組合消防本部 |
| 稚内海上保安部 | 稚内地区消防事務組合消防本部 利尻礼文消防事務組合消防本部 南宗谷消防組合消防本部 北留萌消防組合消防本部 | 広尾海上保安署 根室海上保安部 | とかち広域消防局 根室市消防本部 根室北部消防事務組合 |
| 函館海上保安部 | 函館市消防本部 南渡島消防事務組合消防本部 渡島西部広域事務組合消防本部 森町消防本部 長万部町消防本部 八雲町消防本部 | 羅臼海上保安署 紋別海上保安部 | 根室北部消防事務組合 紋別地区消防組合消防本部 遠軽地区広域組合消防本部 |
| 江差海上保安署 | 檜山広域行政組合消防本部 八雲町消防本部 | 網走海上保安署 | 網走地区消防組合 北見地区消防組合 斜里地区広域組合消防本部 遠軽地区広域組合消防本部 |

※「八雲町消防本部」にあっては、「函館海上保安部」、「江差海上保安署」と三機関の、「遠軽地区広域組合消防本部」にあっては、「紋別海上保安部」、「網走海上保安署」との三機関の業務協定

II 流出油等対策計画

第1 基本方針

船舶に衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

なお、臨港地区等における危険物等の流出等による災害対策については第9章第5節「危険物等災害対策計画」、石油コンビナート等特別防災区域における災害対策については、北海道石油コンビナート等防災計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 関係行政機関の共通実施事項(北海道開発局、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、北海道、北海道警察、市町村(消防機関))

- (1) 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- (2) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- (4) 災害時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- (5) 災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資器材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について関係機関と情報を共有するものとする。
- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

2 各行政機関の個別の実施事項

(1) 北海道開発局

港湾及び漁港における直轄工事の計画、施工に関して防災上留意すべき事項について十分配慮する。

(2) 第一管区海上保安本部

ア 防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究を行う。

(ア) 油等大量流出事故による災害発生の予想に関する資料(各種原因による災害発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料)

(イ) 港湾状況(特に避難港、避難地、危険物の荷役場所、貯木場、はしけ溜まり等の状況)

(ウ) 防災施設、器材等の種類、分布の状況等救助に必要な器材能力の基礎調査(曳船、サルベージ、消火及び油除去作業、潜水作業)

イ 北海道沿岸海域排出油等防除計画の普及及び排出油等の防除に関する協議会の育成強化

ウ 防災に関し関係機関、報道機関等と緊密な連絡をとり次の方法により関係者を指導啓発するものとする。

(ア) 海難防止運動、防災の日等の諸行事における防災に関する講習会の開催、防災参考資料の配布等

(イ) 船舶に対する訪船指導

エ 海事関係法令違反は、海難の発生に直接結び付くものであり、海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船舶等に対する立入検査を実施して、次の事項の励行を図り、海難の未然防止に努める。

(ア) 船舶安全法に基づく安全基準の励行

(イ) 船舶職員及び小型船舶操縦者法、船員法等乗組員に関する法令の遵守

(ウ) 港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等に関する法令の遵守

- (3) 北海道
 - ア 市町村の流出油等対策計画の樹立及び必要な資材の備蓄について指導する。
 - イ 市町村等の港湾及び航路の計画、施行に関する防災上留意すべき事項について十分配慮するよう指導する。
 - ウ 市町村及び関係機関が行う予防対策の連絡調整を実施する。
- (4) 市町村(消防機関)
 - ア 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設(防舷材、けい船柱)等の改修、岸壁水深の維持に努める。
 - イ 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
 - ウ 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。
 - (ア) 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行うこと。
 - (イ) 消火器具の配備。
 - (ウ) 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備。
 - (エ) 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底
 - エ 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上、予め掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

3 船舶所有者等、漁業協同組合

- (1) 気象情報等の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 職員の非常参集体制は、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- (3) 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備推進に努めるものとする。
- (4) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

第3 災害応急対策

油等大量流出事故時の対応は、本計画に定めるもののほか、「流出油事故災害対応マニュアル」に基づいて実施する。

1 情報通信

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

- (1) 情報通信連絡系統
 - 油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は別記のとおりとする。
- (2) 実施事項
 - 関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

- (1) 実施機関
 - 船舶所有者等、漁業協同組合、危険物関係施設管理者、港湾管理者、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、市町村(消防機関)、北海道、北海道警察
- (2) 実施事項
 - ア 旅客及び地域住民等への広報
 - 関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。
 - (ア) 油等大量流出事故災害の状況
 - (イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
 - (ウ) 海上輸送復旧の見通し
 - (エ) 避難の必要性等、地域に与える影響
 - (オ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市町村

市町村長は、油等大量流出事故災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 北海道

知事は、油等大量流出事故災害時、必要に応じ第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、油等大量流出事故災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4 油等の流出又は流出する恐れがある場合の防除活動

主な防災関係機関等の実施事項は次のとおりである。

(1) 事故の原因者等

速やかに第一管区海上保安本部等、最寄りの海上保安機関に通報するとともに、油等が流出した場合は、汚染の拡大を防ぎ、引き続く流出を止め、除去し、又は油等が流出するおそれがあるときは、流出を防止する等の防除活動を実施しなければならない。

(2) 第一管区海上保安本部

ア 巡視船艇、航空機又は海上保安官により、流出油等の汚染拡散範囲及び性状の変化状況等を調査するとともに、関係機関に情報を提供する。

イ 周辺海域の警戒を行い、必要に応じて船舶交通の整理、指導又は制限の措置を講ずる。

特に必要が認められるときは、区域を設定し、船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

ウ 防除活動等の必要な措置を行うべき事故原因者等の防除措置義務者の対応が不十分なときは、指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認めるときは、巡視船艇等により応急の防除措置を講じる。

エ 緊急を要し、かつ、必要と認めるときは、海上災害防止センターに対し流出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。

オ 排出油等の防除に関する協議会等関係機関に対し、それぞれの立場に応じた防除活動や協議会相互の連携ができるように調整を行う。

カ 船艇等による油防除作業、船舶からの油の抜き取り、オイルフェンスの展張、油処理剤の使用等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

キ 第一管区海上保安本部長等は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜取り又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去、その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請することができる。

(3) 北海道開発局

流出油等の海岸等への漂着に対処するため、ヘリコプター等による流出油の情報収集及び関係機関への情報提供並びに必要に応じ、関係市町村に必要な防除資機材の応援措置を講ずるものとする。

また、国土交通省が保有する大型油回収船の出動に当たり、必要な調整を行う。

(4) 北海道、市町村(消防機関)

ア 北海道はヘリコプターにより流出油の漂流状況等の情報収集を行うとともにその情報を関係機関へ提供するものとする。

イ 油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努めるものとする。

(5) 北海道警察

ア 油等大量流出等の災害が発生した場合には、警察用航空機、警察船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握する。

イ 油等大量流出等の災害が発生した場合には、関係機関と緊密に連携し、必要により地域住民等の避難誘導、立入禁止区域警戒、交通規制等を実施する。

5 消防活動

流出油等の海上火災等発生時における消防活動は次により実施するものとする。

(1) 第一管区海上保安本部

速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて市町村(消防機関)に協力を要請するものとする。

(2) 市町村(消防機関)

火災状況等の情報収集に努め、第一管区海上保安本部の消火活動に協力するものとする。

6 避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

7 交通規制

海上災害時における交通規制については、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

8 自衛隊派遣要請

流出油等事故災害時における自衛隊派遣要請については、第5章第6節により実施するものとする。

9 広域応援

道、市町村及び消防機関は、流出油等事故災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

10 危険物関係施設管理者及び水難救難所の協力

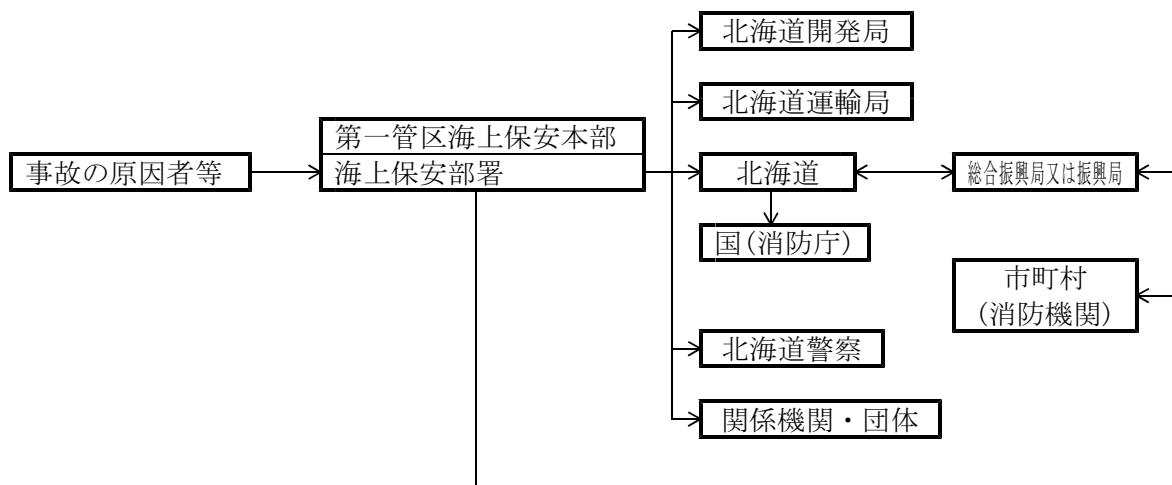
危険物関係施設管理者及び水難救難所は、流出油等防災対策上関係機関から要請があった場合、保有する諸資機材等をもって協力をを行うものとする。

11 防災ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受入れ等については、第5章第30節「防災ボランティアとの連携計画」の定めるところによる。

別記1

情報通信連絡系統図



第2節 航空災害対策計画

第1 基本方針

空港及びその周辺並びにその他の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故(以下「航空災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 実施事項

- (1) 東京航空局空港事務所、空港管理事務所、空港運営権者
 - ア 航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとるものとする。
 - イ 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
 - ウ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
 - エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
 - オ 災害時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
 - カ 災害時の救急・救助、救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
 - キ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 航空運送事業者
 - ア 航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
 - イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
 - ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

第3 災害応急対策

1 情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記1のとおりとする。

(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

東京航空局空港事務所、空港管理事務所、空港運営権者、航空運送事業者、市町村(消防機関)、北海道、北海道警察、第一管区海上保安本部

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

(ア) 航空災害の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

(ア) 航空災害の状況

(イ) 旅客及び乗務員等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) 航空輸送復旧の見通し

(カ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市町村

市町村長は、航空災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 北海道

知事は、航空災害時、必要に応じ第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、航空災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るために、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4 捜索活動

航空機の捜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行うものとする。

5 救助救出活動

空港及びその周辺の航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第6節「救助救出計画」の定めにより実施する。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 東京航空局空港事務所、空港管理事務所、空港運営権者

ア 空港及びその周辺の災害時において、速やかに被害状況を把握するとともに、初期救護活動を実施するものとする。

イ 災害の規模等により必要に応じ、平成2年8月27日付け空管第116号運輸省航空局長通知に基づく「空港医療救護活動に関する協定」(別記2)等に基づき、地元医師会に医療救護活動を要請するものとする。

(2) 地元医師会

「空港医療救護活動に関する協定」による要請に基づき医療救護活動を実施するものとする。

7 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 東京航空局空港事務所、空港管理事務所、空港運営権者

ア 空港及びその周辺の災害時において、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、初期消火活動を実施するものとする。

イ 昭和45年5月25日付け空管第124号運輸省航空局長通知に基づく「空港及びその周辺における消防救難活動に関する協定」(別記3)等に基づき、消防機関と連携協力して化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

(2) 消防機関

ア 消防機関は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

イ 消防機関の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

8 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

市町村等各関係機関は、第5章第27節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

10 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

市町村、北海道

(2) 実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第5章第11節「防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずるものとする。

また、第10章第2節「廃棄物処理等計画」の定めるところにより廃棄物処理等に係る応急対策を講ずるものとする。

11 自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、空港事務所長等法令で定める者が、航空災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、予め要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

12 広域応援

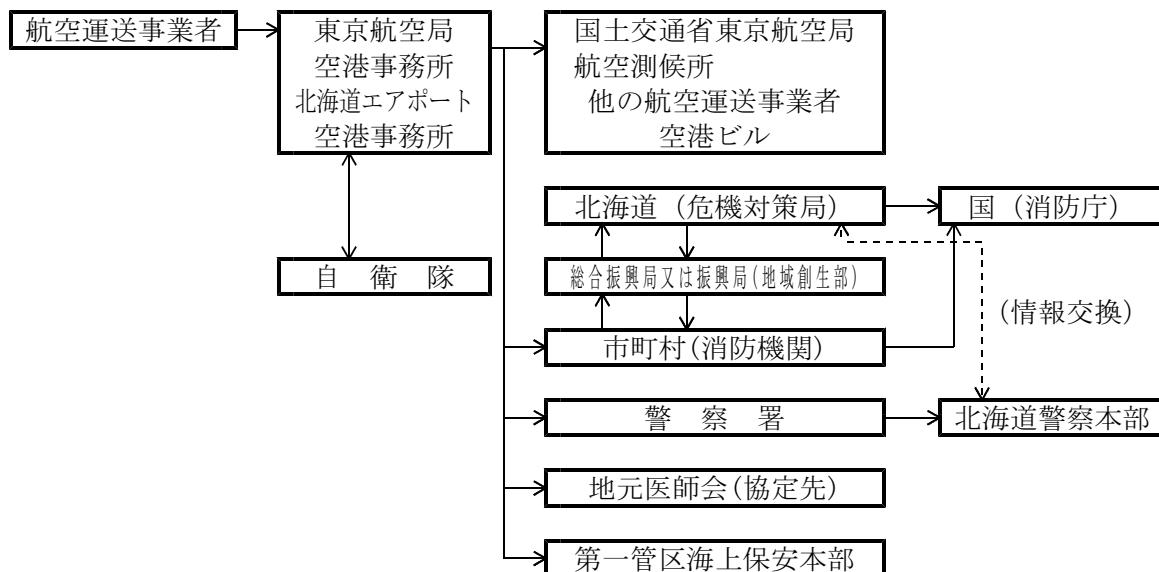
道、市町村及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

別記1

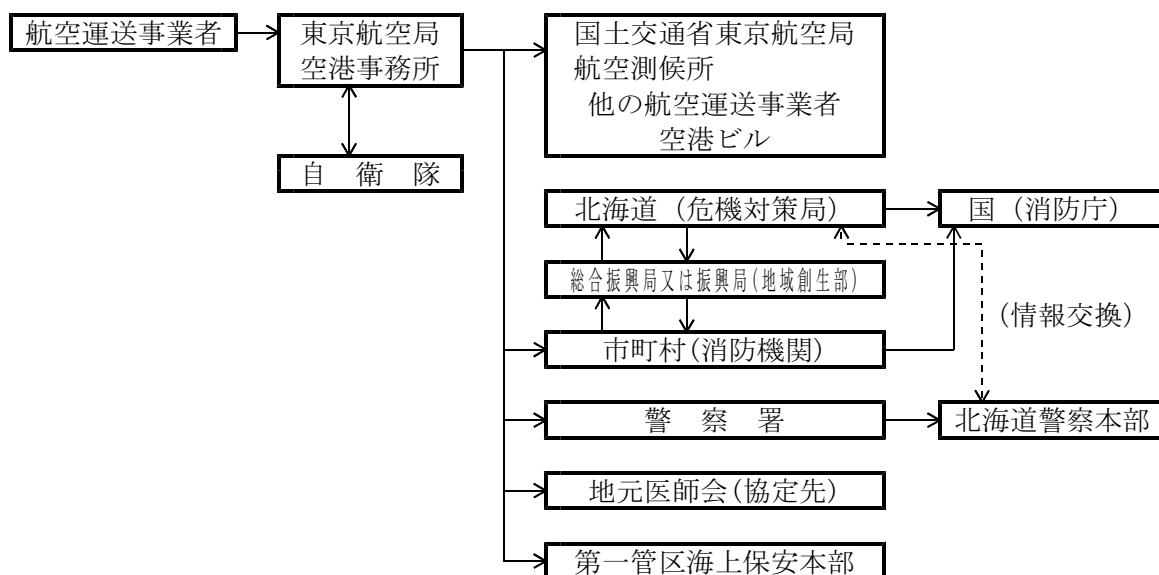
情報通信連絡系統図

1 空港区域内又は空港区域周辺の場合

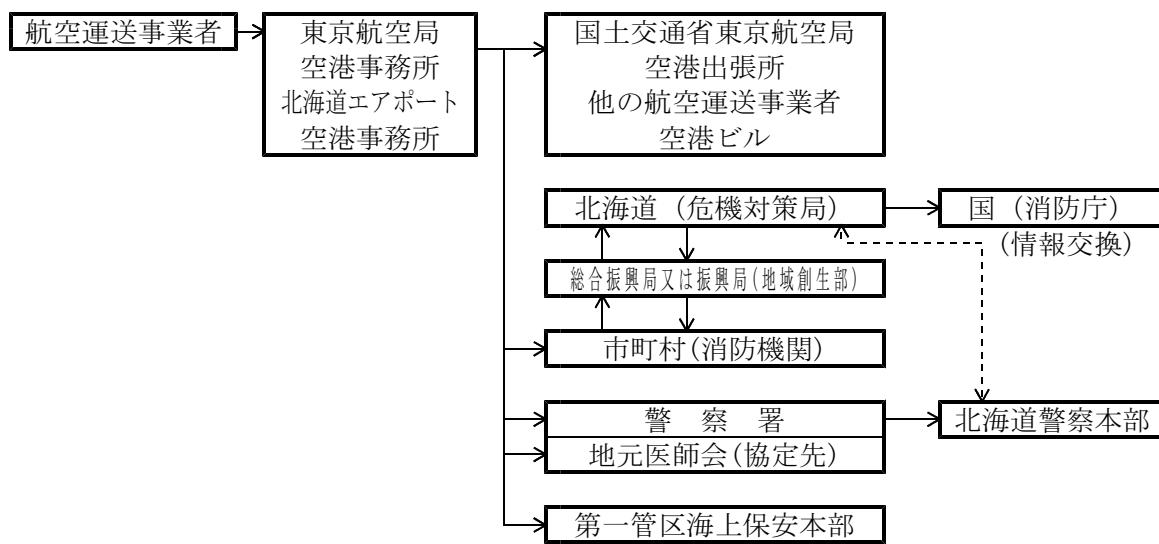
(1) 国土交通省・防衛省管理空港【新千歳】



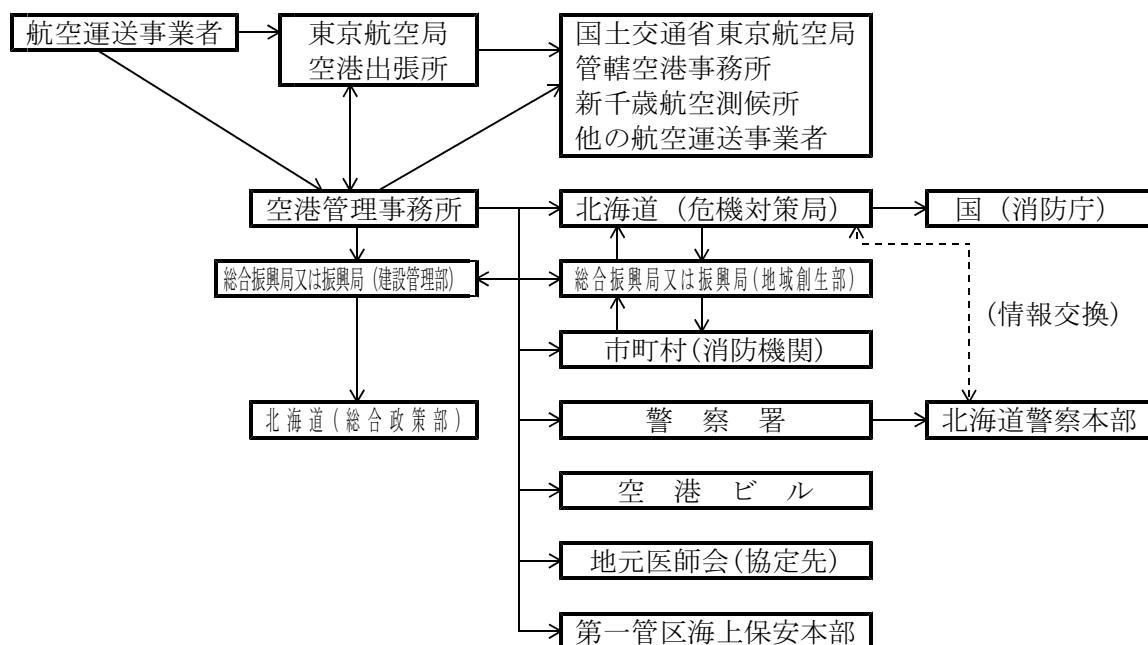
(2) 国土交通省・防衛省管理空港【丘珠】



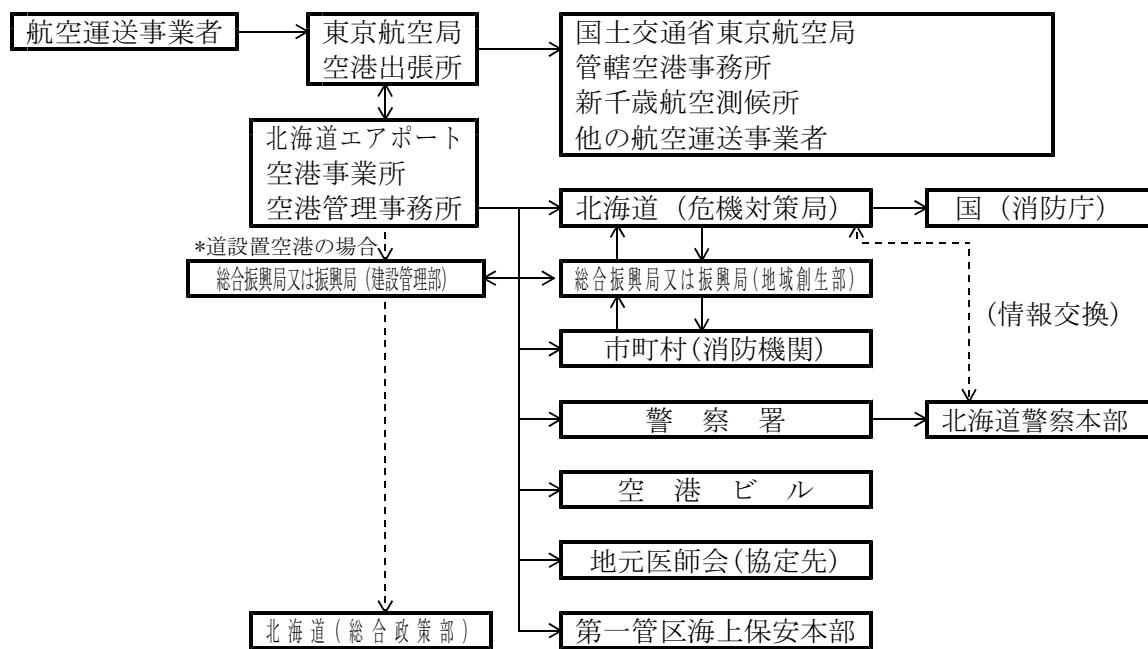
(3) 国土交通省管理空港【稚内・釧路・函館】



(4) 北海道管理空港【中標津・紋別】

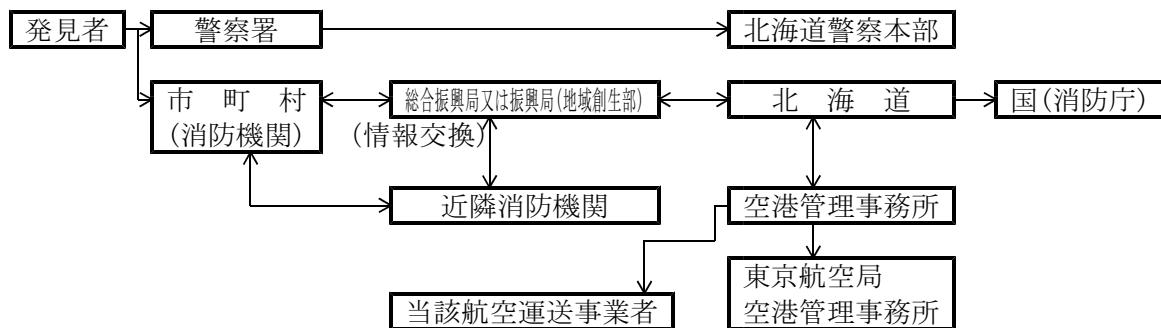


(5) 民間委託空港【帯広、旭川、女満別】、市町村委託空港【利尻、礼文、奥尻】

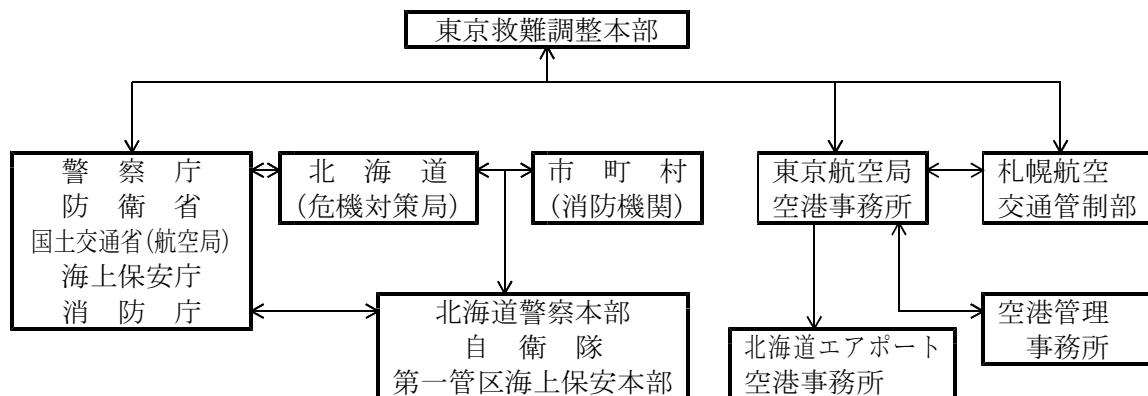


2 その他の地域の場合

(1) 発生地点が明確な場合



(2) 発生地点が不明な場合 (航空機の捜索活動)



(注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

別記2

空港医療救護活動に関する協定書

〇〇〇(以下「甲」という。)と社団法人医師会(以下「乙」という。)は、空港及びその周辺において発生した航空事故に対する医療救護活動について、次のとおり締結する。

(目的)

第1条 本協定は、空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合に、甲、乙協力の下に医療救護活動を適切に実施することを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合で、医療救護活動を実施する必要が生じたときには、乙に対しその内容を通報するとともに、医療救護要員派遣要請区分(以下「要請区分」という。)に応じ、医師及び看護婦等の派遣又は待機の要請を行うものとする。

(医療救護要員の派遣及び待機)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があった場合には、直ちに要請区分に応じた医療救護要員の派遣又は待機を行うものとする。

(医療救護要員の任務)

第4条 医療救護要員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の選別
- (2) 傷病者に対する応急処置及び必要な医療処置
- (3) 医療機関への搬送の要否及び順位の決定
- (4) 死亡の確認

(医療資機材等の提供)

第5条 甲は、乙が派遣する医療救護要員に対し、甲が保管管理している医療資機材等を提供するものとする。

(消火救難訓練)

第6条 甲は、消火救難訓練を計画した場合には、乙に訓練内容を連絡するとともに、必要に応じ医師及び看護婦等の参加を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から消火救難訓練への参加要請があった場合にはこれに協力するものとする。

3 甲は、乙に対し、消火救護訓練に使用する医療資機材等を提供するものとする。

4 甲は、乙が第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、所定の訓練謝金を支給するものとする。

(費用負担)

第7条 医療救護活動に係る費用負担については、別途協議するものとする。

(災害補償)

第8条 医師又は看護婦等が医療救護活動又は訓練参加において二次災害を負った場合には、「空港救急医療従事者傷害補償制度」に基づき処理するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 この規定の遂行に当たって疑義を生じた場合には、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の翌日から更に1年間延長され、以後も同様とする。

3 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲、乙双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

(注) 甲乙の名称は、協定を締結した北海道エアポート㈱の個々の空港事務所、医師会とする。

別記3

空港及びその周辺における消火救護活動に関する協定(準則)

〇〇〇及び市(町村)長は、空港(以下「空港」という。)及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態(以下「緊急事態」という。)に際し、空港事務所(以下「甲」という。)と市(町村)消防機関(以下「乙」という。)が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

(区分)

第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第1次的にこれらにあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。

2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙が第1次的にこれにあたり、甲は必要に応じて出動するものとする。

(緊急事態の通報)

第3条 空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対しすみやかに通報するものとし、空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対しすみやかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行なう。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の機種及び搭乗人員
- (3) 緊急事態発生の場所及び時刻
- (4) 消防隊及び救急隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

3 通報に応じて出動した機関は、現場に到着したときは、すみやかに通報した機関に連絡するものとする。

(費用の負担)

第4条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

(調査に対する協力)

第5条 甲及び乙が消火救難活動を実施するに当たっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

(通報)

第6条 甲又は乙が単独で消火救難活動に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に通報するものとする。

(訓練)

第7条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的に実施するものとする。

(資料の交換)

第8条 甲及び乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めているもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

(注) 甲乙の名称は、協定を締結した北海道エアポート株の個々の空港事務所、市町村(消防)とする。

第3節 鉄道災害対策計画

第1 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害(以下「鉄道災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 実施要項

(1) 北海道運輸局

ア 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

イ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

ウ 踏切事故を防止するため、鉄道事業者等とともに広報活動に努めるものとする。

(2) 鉄軌道事業者

ア 踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努めるものとする。

イ 鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるように、運行管理体制の充実に努めるものとする。

ウ 自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の収集に努めるとともに施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図るものとする。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

オ 災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努めるものとする。

カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

キ 災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努めるものとする。

第3 災害応急対策

1 情報通信

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする

(1) 実施機関

鉄道事業者、市町村(消防機関)、北海道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

(ア) 鉄道災害の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通し、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

(ア) 鉄道災害の状況

(イ) 旅客及び乗務員等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) 施設等の復旧状況

(カ) 避難の必要性等地域に与える影響

(キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市町村

市町村長は、鉄道災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 北海道

知事は、鉄道災害時、必要に応じ第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、鉄道災害時、その状況に応じて、応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るために、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、鉄道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第9節「救助救出計画」の定めにより実施する。

5 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」の定めによるもののほか、鉄道事業者も、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力するものとする。

6 消防活動

鉄道災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 鉄道事業者

鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

(2) 消防機関

ア 消防機関は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

イ 消防機関の職員は、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

市町村等関係機関は、第5章第27節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

9 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第9章第5節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

11 広域応援

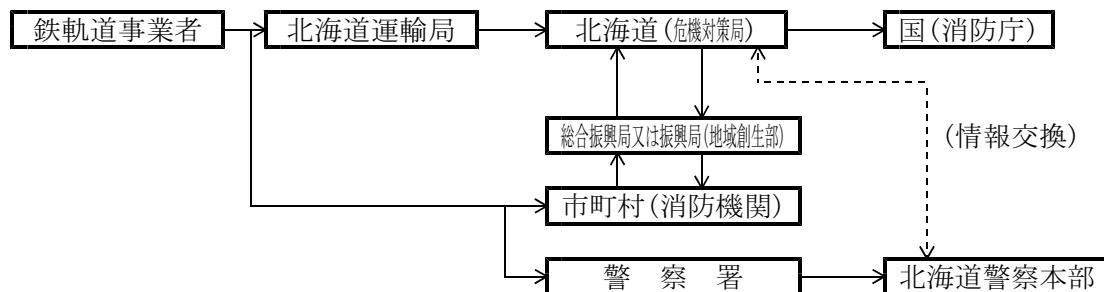
道、市町村及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

12 災害復旧

鉄軌道事業者は、その公共性に鑑み、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定期を明らかにするよう努めるものとする。

(別記)

情報通信連絡系統図



第4節 道路災害対策計画

第1 基本方針

道路構造物の被災又は高速自動車国道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害(以下「道路災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 実施事項

(1) 道路管理者

ア トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずるものとする。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、予め体制、資機材を整備するものとする。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

(2) 北海道警察

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

第3 災害応急対策

1 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

道路管理者、市町村(消防機関)、北海道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

(ア) 道路災害の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関等の災害応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

(ア) 道路災害の状況

(イ) 被災者の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) 施設等の復旧状況

(カ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市町村

市町村長は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 北海道

知事は、道路災害時、必要に応じ第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るために、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第5章第9節「救助救出計画」の定めにより実施する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」の定めによるもののほか、道路管理者も、関係機関による迅速、かつ、的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速、かつ、的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

(2) 消防機関

ア 消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

イ 消防機関の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

市町村等各関係機関は、第5章第27節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜査、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

道路災害時における交通規制については、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

(1) 北海道警察

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第9章第5節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

11 広域応援

道、市町村及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

12 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

(1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

(2) 関係機関と協力し、予め定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。

(3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

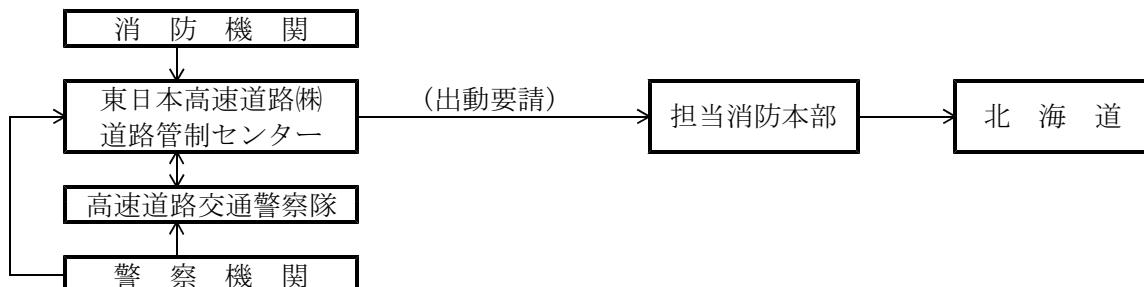
(4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定期を明確化するよう努めるものとする。

第4 高速自動車国道事故等対策

高速自動車国道において車両の衝突若しくは炎上又は積載物の爆発、炎上若しくは転落等によって、大規模な消火活動、救急救助活動等必要とされる事故等が発生した場合の関係機関の応急対策は次によるものとする。

1 事故発生通報

事故等の発生通報は、次の系統により速やかに行うものとする。



(注) 1 東日本高速道路(株)から消防本部への通報(出動要請)は、原則上下線方式による。

2 消防機関の相互応援要請に関する通報連絡は、「北海道広域消防相互応援協定」による。

2 事故等対策現地本部の設置等

(1) 事故等対策現地本部の設置

- ア 消火活動、救急・救助活動及び事故等の拡大防止などを迅速かつ円滑に実施するため、事故発生現場に「事故等対策現地本部」を設置する。
- イ 「事故等対策現地本部」の構成は、管轄消防機関、高速道路交通警察隊及び東日本高速道路(株) 3 機関とし、事故等の規模に応じ必要な関係機関の参入を要請することができるものとする。

(2) 事故等対策現地本部の業務

- ア 「事故等対策現地本部」は、事故等の対策を実施するため的確に現場の状況把握を行うとともに、関係機関の諸活動の相互調整を行うものとする。
- イ その他必要な事項については、「事故等対策現地本部」において決定するものとする。
- ウ 関係機関

陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察、北海道市長会、北海道町村会、全国消防長会北海道支部、日本赤十字社北海道支部、東日本高速道路(株) 北海道支社、北海道医師会、北海道

3 事故等対策連絡本部の設置等

(1) 事故等対策連絡本部の設置

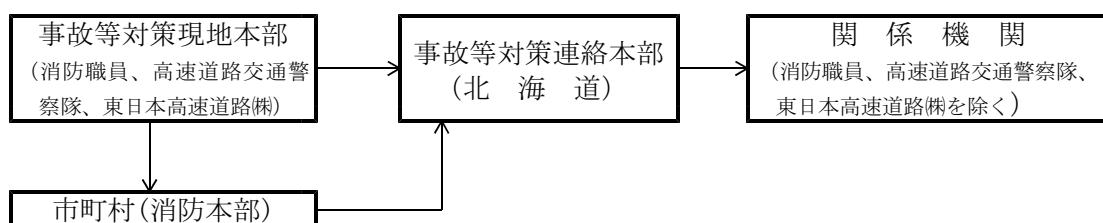
「事故等対策現地本部」の業務及び事故等の対策を的確に推進するため、北海道に「事故等対策連絡本部」を設置する。

(2) 事故等対策連絡本部の業務

「事故等対策連絡本部」は「事故等対策現地本部」の要請に基づき事故等の対策を行うものとする。

4 事故等の対策通報

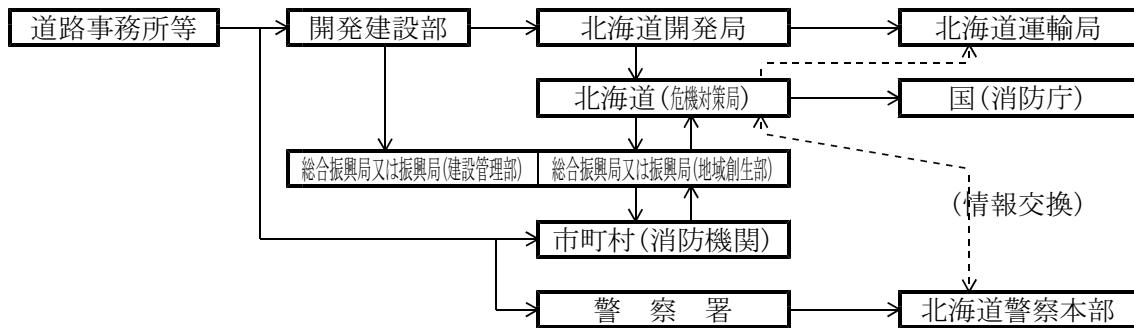
事故等の対策通報は、次の系統により速やかに行うものとする。



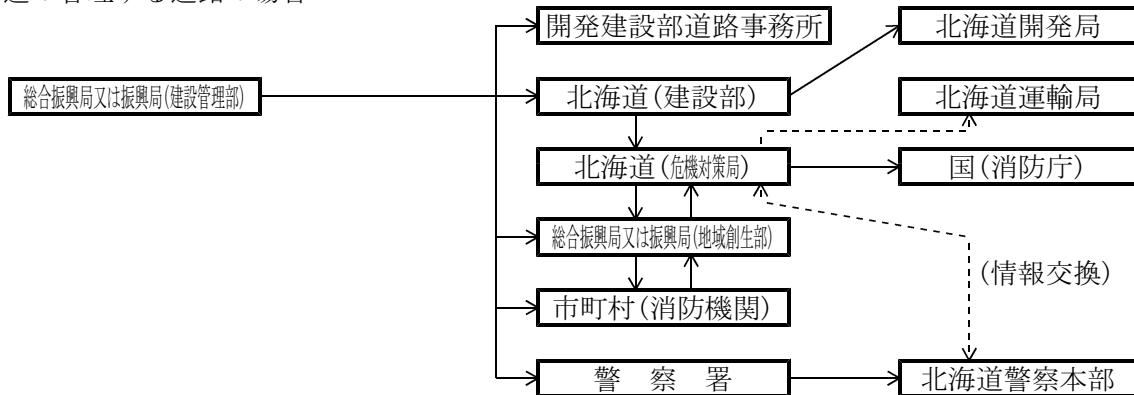
(別記)

情報通信連絡系統図

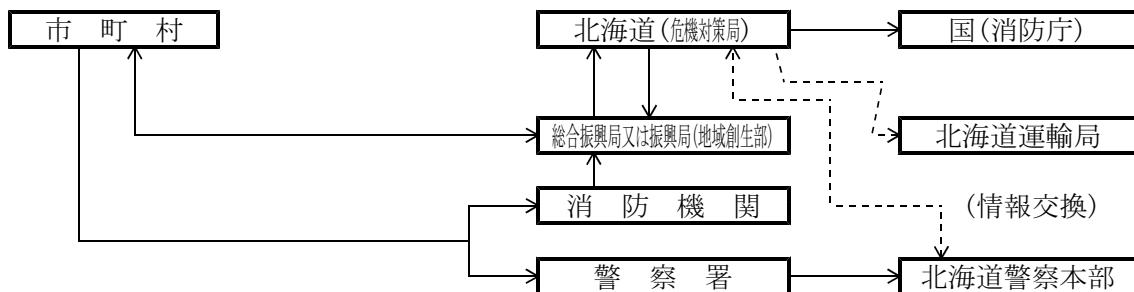
1 国の管理する道路の場合



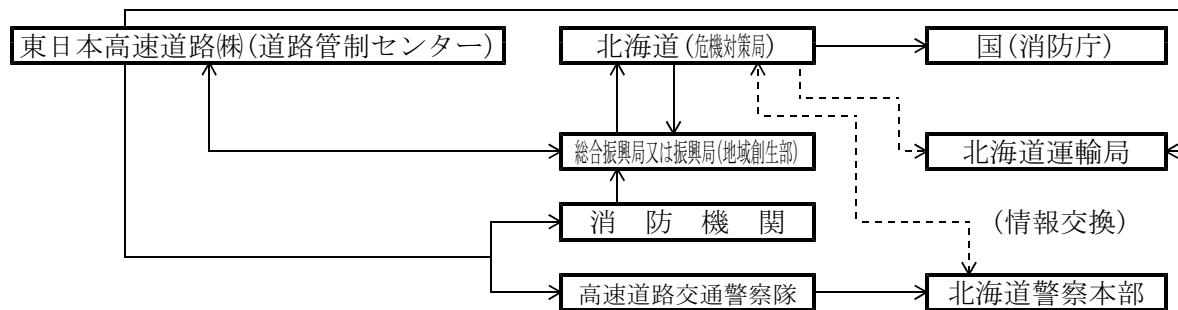
2 道の管理する道路の場合



3 市町村の管理する道路の場合



4 高速自動車国道の場合



第5節 危険物等災害対策計画

第1 基本方針

危険物等(危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質)の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

なお、海上への危険物等の流出等による災害対策については、第9章第1節「海上災害対策計画」、電気事業者が設置する原子力発電所における放射性物質の大量放出により生ずる災害の防災対策については、原子力防災計画編、石油コンビナート等特別防災区域における災害対策については、北海道石油コンビナート等防災計画の定めるところによる。

第2 危険物の定義

1 危険物

消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第2条第7項に規定されているもの
《例》石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など

2 火薬類

火薬類取締法(昭和25年5月4日法律第149号)第2条に規定されているもの
《例》火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など

3 高圧ガス

高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号)第2条に規定されているもの
《例》液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど

4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法(昭和25年12月28日法律第303号)第2条に規定されているもの
《例》毒物(シアノ化水素、シアノ化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など

5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年6月10日法律第167号)」等によりそれぞれ規定されている。

第3 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者(以下「事業者」)及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

1 危険物等災害予防

(1) 事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

ウ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

(2) 北海道、消防機関

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

(3) 北海道警察

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

2 火薬類災害予防

(1) 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに道に報告するものとする。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

エ 事業者の予防対策について監督、指導する。

(3) 北海道

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

(4) 北海道警察

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要なあるときは、運搬日時、経路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

(5) 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出るものとする。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の予防対策について監督、指導する。

(3) 北海道

- ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高压ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。
- ウ 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

(4) 北海道警察

- ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
- イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

(5) 消防機関

- 火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

- ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

(2) 北海道

- ア 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。
- イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

(3) 北海道警察

- 必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(4) 消防機関

- 火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5 放射性物質災害予防

(1) 事業者

- ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報するものとする。

(2) 消防機関

- 火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 北海道警察

- ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
- イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

第4 災害応急対策

1 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、別記のとおりとする。

(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

(ア) 災害の状況

(イ) 被災者の安否情報

(ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響

(エ) 医療機関等の情報

(オ) 関係機関の実施する応急対策の概要

(カ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

(ア) 災害の状況

(イ) 被害者の安否情報

(ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響

(エ) 医療機関等の情報

(オ) 関係機関の実施する応急対策の概要

(カ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市町村

市町村長は、危険物等災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 北海道

知事は、危険物等災害時、必要に応じ第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、危険物等災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

5 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

(2) 消防機関

ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

イ 消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

6 避難措置

市町村等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

7 救助救出及び医療救護活動等

市町村等各関係機関は、第5章第9節「救助救出計画」及び第5章第10節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。また、市町村等関係機関は、第5章第27節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

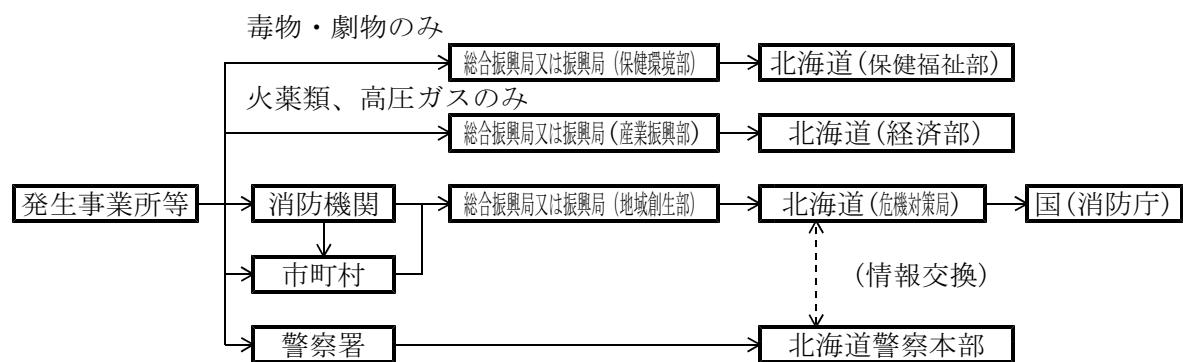
9 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

10 広域応援

道、市町村及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めによるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

(別記)

情報通信連絡系統図

第6節 大規模な火事災害対策計画

第1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施するものとする。

1 市町村、消防機関

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場等の設置促進に努める。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする高層建築物、地下街、ホテル、デパート、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

年2回(春、秋期)の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等要配慮者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、女性防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報

市町村長は、道から火災気象通報を受け、又は自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

2 北海道

大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化を実施するとともに、市町村、消防機関が実施する各種予防対策の推進を図るために指導、助言を行う。

第3 災害応急対策

1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、市町村等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

ア 災害の状況

イ 家族等の安否状況

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の実施する応急対策の概要

オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

ア 災害の状況

イ 被災者の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の実施する応急対策の概要

オ 避難の必要性等、地域に与える影響

カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市町村

市町村長は、大規模な火事災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 北海道

知事は、大規模な火事災害時、必要に応じ第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模な火事災害時、災害の状況の応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るために、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

5 避難措置

市町村等関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6 救助救出及び医療救護活動等

市町村等各関係機関は、第5章第9節「救助救出計画」及び第5章第10節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。また、市町村等各関係機関は、第5章第27節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

7 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

8 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

9 広域応援

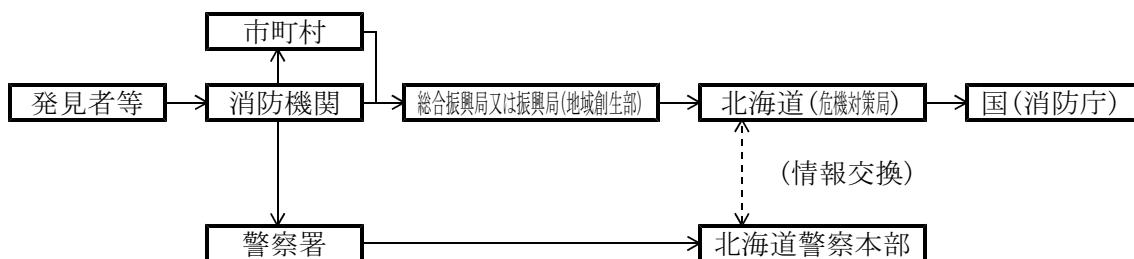
道、市町村及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めによるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、市町村及び北海道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第10章「災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

(別記)

情報通信連絡系統図



第7節 林野火災対策計画

第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 予防対策

1 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、国、道、市町村及び関係機関は次により対策を講ずるものとする。

(1) 北海道森林管理局、北海道、市町村

北海道森林管理局、北海道、市町村は、次の事項を実施するものとする。

ア 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

(ア) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。

(イ) 入林の承認申請や届出等について指導する。

(ウ) 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

(エ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

イ 火入対策

林野火災危険期間（おおむね3月～6月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

(ア) 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）及び市町村条例の規定に基づく市町村長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。

(イ) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。

(ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

(エ) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

ウ 消火資機材等の整備

(ア) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

(イ) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

(2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

ア 入林者に対する防火啓発

イ 巡視

ウ 無断入林者に対する指導

エ 火入れに対する安全対策

(3) 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じるものとする。

ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置

イ 火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備

ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

(4) 自衛隊

自衛隊は、危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じるものとする。

ア 演習地出入者に対する防火啓発

イ 演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

ウ 危険区域の標示

エ 防火線の設定

オ 巡視員の配置

(5) 北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者

北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者は、危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。

ア 路線の巡視

イ ポスター掲示等による広報活動

ウ 林野火災の巡視における用地の通行

エ 緊急時における専用電話の利用

2 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会の開催を通じて、相互の連絡、情報交換、指導等を行うものとする。

(1) 全道協議会

全道の予消防対策については、次の関係機関により構成する北海道林野火災予消防対策協議会において推進する。

北海道開発局、北海道財務局、北海道森林管理局、北海道産業保安監督部、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道、北海道教育委員会、北海道警察本部、北海道市長会、北海道町村会、公益財団法人北海道消防協会、東日本電信電話株式会社北海道事業部、北海道旅客鉄道株式会社、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所北海道支所、国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター、北海道森林組合連合会、栄林会、公益社団法人北海道森と緑の会

(2) 地区協議会

総合振興局又は振興局区域毎の予消防対策については、当該地域を管轄する地方部局及び関係機関により構成する地区林野火災予消防対策協議会において推進する。

(3) 市町村協議会

市町村区域毎の予消防対策については、当該地域を管轄する関係機関により構成された市町村林野火災予消防対策協議会において推進する。

3 気象情報対策

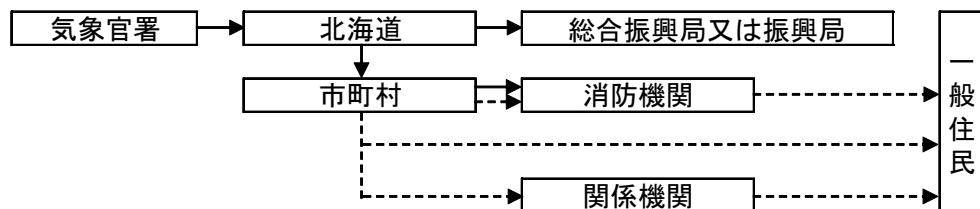
林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

(1) 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

林野火災気象通報は、火災気象通報により気象官署が発表及び終了の通報を行うものとする。なお、火災気象通報の通報基準は、資料編7-3火災気象通報に関する申し合わせのとおりである。

(2) 伝達系統

火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）の伝達系統は、次のとおりとする。



----> は市町村長が火災に関する警報を発した場合

ア 北海道

通報を受けた北海道は、直ちにこれを各（総合）振興局及び市町村へ通報するものとする。

イ 市町村

通報を受けた市町村は、消防機関へ通報するものとする。

また、市町村長は、通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第22条第3項の規定に基づき火災に関する警報を発することができる。

火災に関する警報を発した市町村は、消防機関、関係機関、一般住民等へ周知を図るものとする。

ウ 関係機関

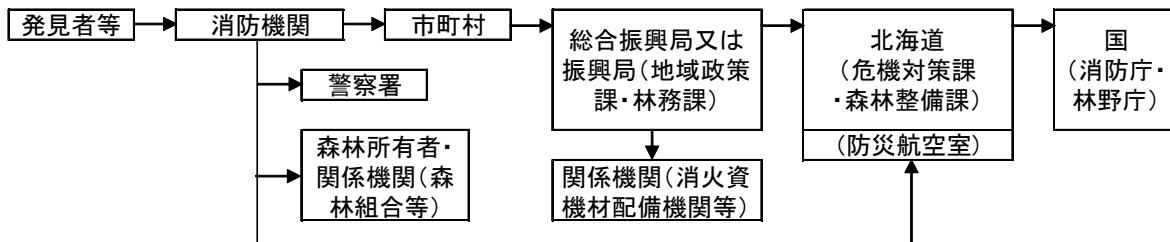
火災に関する警報が発せられた場合に関係機関は、速やかに適切な措置を講じるものとする。

第3 応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

エ 当該市町村及び総合振興局又は振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について(昭和54年2月26日付け林政第119号)」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、市町村等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等から問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

ア 災害の状況

イ 家族等の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の実施する応急対策の概要

オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市町村

市町村長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 北海道

知事は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、必要に応じ第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。

- (1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

5 避難措置

市町村等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

7 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

8 広域応援

道、市町村及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めによるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第8節 大規模停電災害対策計画

第1 基本方針

大規模停電災害により、道民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

1 実施事項

- (1) 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社
 - ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るために、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり災害予防措置を講ずるものとする。
 - イ 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐震性機能を確保する。
 - ウ 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。
- (2) 北海道経済産業局
 - ア 電力に関する需給状況を鑑み、情報提供・節電要請等必要な取組を行うものとする。
- (3) 北海道産業保安監督部
 - ア 電気事業法に基づく立入検査等を通じ、自主保安体制確立のための指導及び指示を行うものとする。
 - イ 電気事故の原因究明と分析を行い、未然・再発防止のための講習会開催やホームページ、関係機関を通じた広報・啓発を行うものとする。
- (4) 北海道
 - 大規模停電発生時に電源車の配備等、関係機関から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行う。
- (5) 防災関係機関
 - ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
 - イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。
 - ウ 道民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。
 - エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
 - オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。
 - カ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。
- (6) 病院等の重要施設
 - 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

第3 災害応急対策

1 情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

- (1) 情報通信連絡系統
 - 大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記1のとおりとする。
- (2) 実施事項
 - ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとす

- る。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るために、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

市町村、北海道、北海道警察、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

(2) 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

ア 停電及び停電に伴う災害の状況

イ 関係機関の災害応急対策に関する情報

ウ 停電の復旧の見通し

エ 避難の必要性等、地域に与える影響

オ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市町村

市町村長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 北海道

知事は、大規模停電災害時、その状況に応じ第3章第1節「組織計画」の定めるところにより災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となって災害応急対策を講ずるものとする。

イ 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。

ウ 大規模な災害が発生し北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社のみで早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

4 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助

イ 火災発生に対する迅速な消火活動

ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

5 医療救護活動

道は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。

その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」の定めにより実施する。

6 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

(1) 北海道警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

(2) 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロー

ルの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた通行規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

7 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

8 応急電力対策

(1) 緊急的な電力供給

ア 道は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、関係市町村を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。イ 道は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。

ウ 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、イによる決定に基づき電源車等の配備を行うなど、道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努めるものとする。

(2) 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有する被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

9 給水対策

市町村（水道管理者）は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

10 石油類燃料の供給対策

道及び市町村は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第5章第18節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

11 防犯対策

北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

12 自衛隊派遣要請

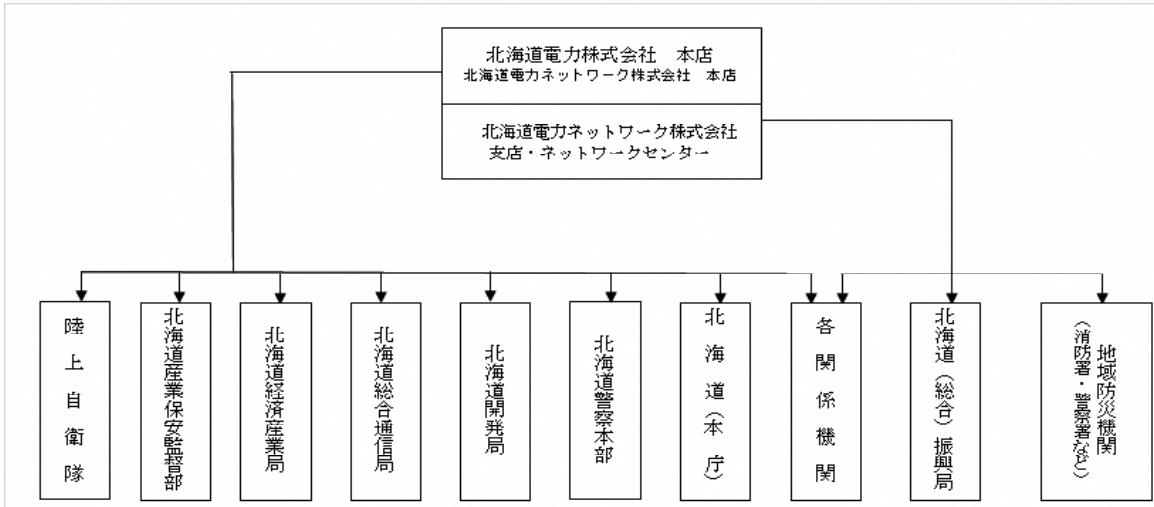
知事等法令で定める者は、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

13 広域応援

道、市町村及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

別記 1

情報通信連絡系統図



※上記のほか、北海道電力株式会社と北海道の管理職によるホットラインを設置

第10章 災害復旧・被災者援護計画

第10章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、道及び市町村は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るために必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

第1 実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 海岸
- (3) 砂防設備
- (4) 林地荒廃防止施設
- (5) 地すべり防止施設
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設
- (7) 道路
- (8) 港湾
- (9) 漁港
- (10) 下水道
- (11) 公園

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

3 都市施設災害復旧事業計画

4 上水道災害復旧事業計画

5 住宅災害復旧事業計画

6 空港施設災害復旧事業計画

7 社会福祉施設災害復旧事業計画

8 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

9 学校教育施設災害復旧事業計画

10 社会教育施設災害復旧事業計画

11 その他災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、おおむね別表（資料編9－5 「事業別国庫負担等一覧」）のとおりである。

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、道及び市町村は、被害の状況をすみやかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 被災者援護計画

第1 罹災証明書の交付

1 北海道

道は、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないよう、定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

なお、道は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

2 市町村

- (1) 市町村は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (4) 市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (5) 市町村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

3 消防機関

- (1) 市町村長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとができるものとする。
- (2) 消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行うものとする。

第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

- (1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

| | |
|----------------------------|---|
| ア 氏名 | サ 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先 |
| イ 生年月日 | |
| ウ 性別 | シ (11)の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時 |
| エ 住所又は居所 | |
| オ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況 | ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関 |
| カ 援護の実施の状況 | |

| | |
|-----------------------------------|--|
| キ 要配慮者であるときは、その旨 及び要配慮者に該当する事由 | する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項 に規定する個人番号を利用する場合には、当該 被災者に係る個人番号 |
| ク 一電話番号その他の連絡先 | |
| ケ 世帯の構成 | |
| コ 罹災証明書の交付の状況 | セ その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必 要と認める事項 |

- (3) 市町村長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (4) 市町村長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

- (1) 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
- ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- イ 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市町村長に提出しなければならない。
- ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るもののが含まれる場合には、その使用目的
- オ その他台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項
- (3) 市町村長は、(2)の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の(2)のス）を含めないものとする。

第3 融資・貸付等による金融支援

被災した道民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子父子寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金
- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む）
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金
- 9 天災融資法による融資
- 10 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- 11 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金

- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
- 19 勤労者福祉資金
- 20 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

第4 災害義援金の募集及び配分

1 実施責任

災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害義援金募集委員会及び北海道災害義援金配分委員会(以下「委員会」という。)がこれに当たる。

なお、知事が寄託を受けたものについては委員会と協議し、寄贈目的に沿うよう配分する。

2 運営方法等

委員会の運営方法等は委員会々則(別記)の定めるところによる

別記

北海道災害義援金募集委員会会則

(目的)

第1条 本委員会は災害による被災者を救援するため、災害救助法第15条第2及び北海道地域防災計画第10章第2節第4に基づき、北海道における災害義援金の募集に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は北海道災害義援金募集委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(事務局)

第3条 委員会の事務局は日本赤十字社北海道支部(以下「日赤道支部」という。)に置く。

(組織)

第4条 委員会は第1条の目的に賛同し、協力する機関又は団体(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

(委員)

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2) 委員会の会長は、日赤道支部長をもって充てる。

(3) 委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員会)

第6条 委員会は会長が必要と認めたとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

(2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(3) 会長事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

(募集要綱等)

第7条 義援金募集要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(運営)

第8条 委員会の運営に必要な庶務並びに経費は日赤道支部において措置する。

(意見の聴取)

第9条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて関係行政機関から意見を求めることができる。

(附則)

第10条 この会則は平成19年5月30日から実施する。

北海道災害義援金募集(配分)委員会会則(昭和57年9月1日制定)は廃止する。

〔参考〕
本委員会が実施する義援金募集業務は、災害救助法第16条に基づき北海道知事から救助又は応援の実施について委託(注)を受けている日本赤十字北海道支部とその協力団体が実施するものであることから、寄託された義援金は法人税法第37条第3項第1号又は所得税法第78条第2項第1号に規定する寄付金に該当するものである。
(注) 医療・助産・死体の処理(埋葬及び死体の一時保存を除く)に関する委託協定
(昭和34年9月1日甲北海道知事乙日赤北海道支部長)

別紙

災害義援金募集事業要綱骨子

北海道災害義援金募集委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

- 1 義援金募集要綱名
要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「○○災害義援金募集要綱」とする。
- 2 実施主体
北海道災害義援金募集委員会とする。
(事務局:日本赤十字社北海道支部)
- 3 構成団体
委員会構成団体名を明記する。
- 4 趣旨
都度委員会において定める。
- 5 義援金の種別
募集する義援金は原則として現金とする。
特定の個人・施設・団体及び地域に配分を指定する義援金又は有価証券等は特別の場合を除き募集しない。
- 6 募集期間
都度委員会において定める。
- 7 損金等の取扱い
委員会名をもって募集する義援金は税制上損金等の扱いになることを明記する。
- 8 義援金の受付窓口
各構成団体(同地方組織を含む)の事務所に義援金受付窓口を設定するほか、委員会が開設する義援金口座への振込み又は街頭募金等による。
- 9 受領書の発行
各構成団体が義援金を受領したときは、その団体の受付窓口において受領書を発行する。
但し、寄託者が義援金の損金扱いを希望する場合は仮受領書を発行し、後刻委員会名の領収書(免税領収書)の発行手続きをとるものとする。
(2) 街頭募金の場合は受領書は発行しない。
- 10 義援金の送金
各構成団体において受けた義援金は委員会が開設する義援金口座に隨時送金するものとする。
(2) 委員会口座に送金された義援金(預金利子を含む)は、募集期間終了後速やかに北海道災害義援金配分委員会が指定する口座に送金するものとする。なお、募集期間が長期に及ぶ場合は、募集期間終了前であっても、北海道災害義援金配分委員会と協議の上送金することができるものとする。
- 11 広報・周知
義援金募集の一般への広報・周知は委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて広報するほか、各構成団体においては、立看板、懸垂幕、ビラ、その他団体が有する広報手段をもって周知する。
(2) 義援金の募集成績は概ね1ヵ月2回程度集計し、その都度委員会名をもって新聞、ラジオ、テレビその他の方法により公表する。
- 12 義援品の取り扱い
義援品は原則として取扱わない。
- 13 経費
各構成団体が義援金を募集するに当つて必要とする諸経費については、その団体が負担する。
- 14 その他
本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。

北海道災害義援金募集委員会委員名簿

| | 機関名 | 担当部署 | 住所 |
|-----|---------------|--------|--------------|
| 委員 | 北海道新聞社 | 総務部 | 中央区大通西3 |
| 委員 | 朝日新聞社北海道支社 | 総務部 | 中央区北2西1 |
| 委員 | 毎日新聞社北海道支社 | 総務部 | 中央区北4西6 |
| 委員 | 読売新聞東京本社北海道支社 | 総務部 | 中央区北4西4 |
| 委員 | 釧路新聞社札幌支社 | | 中央区大通西1 |
| 委員 | 十勝毎日新聞社札幌支社 | | 中央区北2西2 |
| 委員 | 苦小牧民報社札幌支社 | | 豊平区中の島1-6 |
| 委員 | 室蘭民報社札幌支社 | | 中央区大通西8 |
| 委員 | 日本放送協会札幌放送局 | 広報・事業部 | 中央区大通西1 |
| 委員 | 北海道放送 | 総務部 | 中央区北1西5 |
| 委員 | 札幌テレビ放送 | 総務局 | 中央区北1西8 |
| 委員 | 北海道テレビ放送 | 総務局 | 中央区北1西1 |
| 委員 | 北海道文化放送 | 総務部 | 中央区北1西14 |
| 委員 | テレビ北海道 | 総務部 | 中央区大通東6 |
| 委員 | エフエム北海道 | 総務部 | 中央区北1西2 |
| 委員 | エフエム・ノースウェーブ | 総務部 | 北区北7西4-3-1 |
| 委員 | STVラジオ | 総務部 | 中央区北1西8 |
| 委員 | 北海道社会福祉協議会 | 総務部 | 中央区北2西7かかる |
| 委員 | 北海道共同募金会 | | 中央区北2西7かかる |
| 委員 | 連合北海道 | 道民運動局 | 中央区北4西12ほくろう |
| 事務局 | 日本赤十字社北海道支部 | 事業部 | 中央区北1西5 |

別記

北海道災害義援金配分委員会会則

(目的)

第1条 本委員会は災害による被災者を救援するため、北海道地域防災計画第10章第2節第4災害義援金の募集及び配分に基づき北海道における災害義援金の配分に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は北海道災害義援金配分委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(事務局)

第3条 委員会の事務局は北海道保健福祉部福祉局地域福祉課(以下「北海道」という。)に置く。

(組織)

第4条 委員会は第1条の目的に賛同し、協力する機関又は団体(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

(委員)

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2) 委員会の会長は、北海道保健福祉部長をもって充てる。

(3) 委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員会)

第6条 委員会は会長が必要と認めたとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

(2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(3) 会長事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

(配分要綱等)

第7条 義援金配分要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(運営)

第8条 委員会の運営に必要な庶務並びに経費は北海道において措置する。

(意見の聴取)

第9条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて関係行政機関から意見を求めることができる。

(附則)

第10条 この会則は平成19年5月30日から実施する。

北海道災害義援金募集(配分)委員会会則(昭和57年9月1日制定)は廃止する。

別紙

災害義援金配分事業要綱骨子

北海道災害義援金配分委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

1 義援金配分要綱名

要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「〇〇災害義援金配分要綱」とする。

2 実施主体

北海道災害義援金配分委員会とする。

(事務局:北海道保健福祉部福祉局地域福祉課)

3 構成団体

委員会構成団体名を明記する。

4 趣旨

都度委員会において定める。

5 配分方法

北海道災害義援金募集委員会から送金された義援金(預金利子を含む)は、速やかに委員会を開催し協議の上、公正・適正に被災市町村等に配分する。

6 広報・周知

義援金配分結果については、その都度委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて公表する。

7 経費

各構成団体が義援金を募集するに当つて必要とする諸経費については、その団体が負担する。

(2) 被災地への義援金送料等については委員会において定める。但しこれらの費用を義援金より支出することは原則として行わない。

8 その他

本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。

北海道災害義援金配分委員会委員名簿

| | 機関名 | 担当部署 | 住所 |
|-----|---------------|----------------|---------------|
| 委員 | 北海道新聞社 | 総務部 | 中央区大通西3 |
| 委員 | 朝日新聞社北海道支社 | 総務部 | 中央区北2西1 |
| 委員 | 毎日新聞社北海道支社 | 総務部 | 中央区北4西6 |
| 委員 | 読売新聞東京本社北海道支社 | 総務部 | 中央区北4西4 |
| 委員 | 釧路新聞社札幌支社 | | 中央区大通西1 |
| 委員 | 十勝毎日新聞社札幌支社 | | 中央区北2西2 |
| 委員 | 苫小牧民報社札幌支社 | | 豊平区中の島1-6 |
| 委員 | 室蘭民報社札幌支社 | | 中央区大通西8 |
| 委員 | 日本放送協会札幌放送局 | 広報・事業部 | 中央区大通西1 |
| 委員 | 北海道放送 | 総務部 | 中央区北1西5 |
| 委員 | 札幌テレビ放送 | 総務局 | 中央区北1西8 |
| 委員 | 北海道テレビ放送 | 総務局 | 中央区北1西1 |
| 委員 | 北海道文化放送 | 総務部 | 中央区北1西14 |
| 委員 | テレビ北海道 | 総務部 | 中央区大通東6 |
| 委員 | エフエム北海道 | 総務部 | 中央区北1西2 |
| 委員 | エフエム・ノースウェーブ | 総務部 | 北区北7西4-3-1 |
| 委員 | STVラジオ | 総務部 | 中央区北1西8 |
| 委員 | 北海道社会福祉協議会 | 総務部 | 中央区北2西7かでる2.7 |
| 委員 | 北海道共同募金会 | | 中央区北2西7かでる2.7 |
| 委員 | 連合北海道 | 道民運動局 | 中央区北4西12ほくろう |
| 委員 | 日本赤十字社北海道支部 | 事業部 | 中央区北1西5 |
| 委員 | 北海道総務部 | 危機対策局 危機対策課 | 北海道庁内 |
| 事務局 | 北海道保健福祉部 | 福祉局 地域福祉課 | 北海道庁内 |

沿革

| | |
|--------------------|------------------------|
| 昭和 39 年 4 月 | 北海道地域防災計画作成 |
| 昭和 40 年度修正 | 融雪災害予防計画、林野火災予消防計画 |
| 昭和 42 年度修正 | 海難予防及び救助計画、地震災害対策計画 作成 |
| 昭和 43 年度修正 | 危険物等保安計画編作成、防災演習計画 作成 |
| 昭和 47 年度修正 | 港湾等防災対策計画編 作成 |
| 昭和 47 年度修正 | 資料編 作成 |
| 昭和 54 年度修正 | 石油コンビナート地区防災計画編 作成 |
| 昭和 56 年度修正 | 火山噴火災害対策計画編 作成 |
| 昭和 58 年度修正 | 一部修正 |
| 昭和 61 年度修正 | 一部修正 |
| 昭和 63 年度修正 | 原子力防災計画編 作成 |
| 平成 2 年度修正 | 一部修正 |
| 平成 3 年度修正 | 地震防災計画 作成 |
| 平成 9 年度修正 | 一部修正 |
| 平成 13 年度修正 | 事故災害対策計画 作成 |
| 平成 16 年度修正 | 一部修正 |
| 平成 18 年度修正 | 一部修正 |
| 平成 23 年度修正 | 一部修正 |
| 平成 24 年度修正 | 全面修正（6 月）、一部修正（1 月） |
| 平成 25 年度修正 | 一部修正（5 月）、一部修正（3 月） |
| 平成 27 年度修正 | 一部修正 |
| 平成 28 年度修正 | 一部修正 |
| 平成 29 年度修正 | 一部修正 |
| 平成 30 年度修正 | 一部修正 |
| 令和元年度（2019 年度）修正 | 一部修正 |
| 令和 2 年度（2020 年度）修正 | 一部修正 |
| 令和 3 年度（2021 年度）修正 | 一部修正 |
| 令和 4 年度（2022 年度）修正 | 一部修正 |

北海道地域防災計画

発行

令和 5 年（2023 年）1 月

発行人

北海道防災会議

（事務局 北海道総務部危機対策局危機対策課）